

第7章

多様なユーザーへの支援・施策

1. スタートアップへの支援

産業構造や社会の変革が急速に進む中、ベンチャー企業(スタートアップ)には、破壊的イノベーションにより産業の新陳代謝を促し、大企業・中堅企業との連携によるオープンイノベーションのけん引役として、我が国の経済発展を将来にわたり支えていくことが期待されている。政府全体としても、2016年4月に日本経済再生本部が「ベンチャー・チャレンジ2020」を取りまとめ、ベンチャー・エコシステムの構築に向けて政府一体となって取り組んでいるところである。

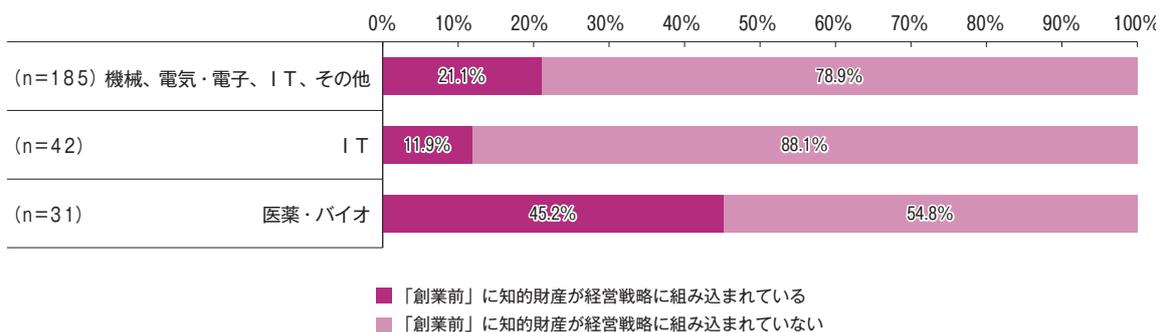
革新的な技術やアイデアをもとに創業するベンチャー企業にとっては、その技術・アイデア自体が財産となるため、権利化・ノウハウ化やライセンスなどの方針や体制を整備する「知財戦略」に意識して取り組むことが求められる。しかしながら、創業前に知財戦略を構築しているベンチャー企業は約2割に留まるなど[2-7-1図]、知的財産の重要性がベンチャー企業に十分浸透しているとはいえない。また、ベンチャー企業の他に投資家やアクセラレータなどから構成されるベンチャー・エコシステムへの知財専門家の関与は十分とはいえない。

以上のような認識のもと、特許庁では、これまでの中小企業施策全体における「中小・ベンチャー企業」としての取り扱いを改め、ベンチャー企業に対してさらに支援を強化するため、2018年7月にベンチャー支援班を正式に立ち上げた。ベンチャー企業に対して知財に関する情報を的確に発信し、知財意識の向上を図るとともに、ベンチャー企業特有の知財面の課題を解決すべく各種施策を実施していく。

本節では、特許庁のベンチャー企業向けの支援施策について紹介する。

2-7-1 図 【知的財産を経営戦略に組み込んだ時期】

知的財産の経営戦略への組込時期別にみた知的財産の経営戦略上の位置づけ（事業分野別）



(1) スタートアップへの支援施策

① 知財アクセラレーションプログラム(IPAS)

ベンチャー企業にとっては、革新的な技術やアイデアを知的財産で適切に保護しておくことが必要であるが、創業期における多くのベンチャー企業は、資金調達などビジネスの立ち上げに手一

杯で、知的財産への対応は後手になっている。

そこで、創業期のベンチャー企業を対象に、ビジネスコンサルタントなどのビジネスの専門家と知財専門家等からなる知財メンタリングチームが、ベンチャー企業のビジネスの成長を後押しする知財戦略の構築や知的財産権の取得に向けた

支援を行う[2-7-2図]。

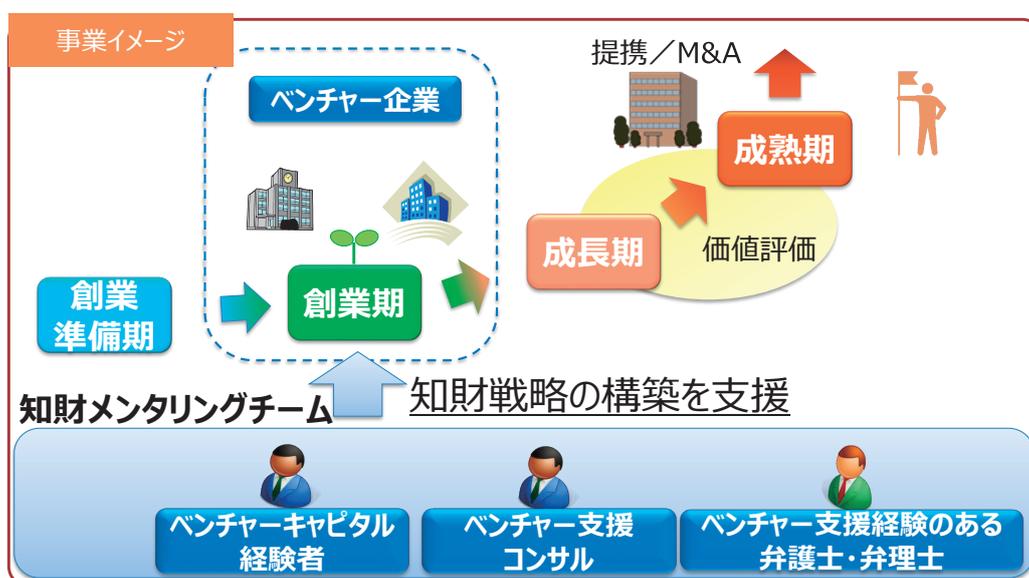
本事業により、知財を活用してビジネスを成長させるベンチャー企業の創出を図るとともに、成果を広く普及啓発することでベンチャー企業に対する知財支援の活性化を促進する。

本事業は、IT、ものづくり、医薬・バイオ・新素材などの様々な分野から幅広く募集し、この2年間で延べ150社を上回る多くの応募をいただいた。その中から厳正な審査を経て2018年度10

社、2019年度は15社を採択した。2020年度は支援期間を5か月に延長して実施する。

また、この2年間の支援事例をもとに、スタートアップがつまづきやすい課題を、「ビジネスモデル・シーズ戦略」、「知財戦略」、「出願戦略」に分けて整理し、それぞれの対応策とともにまとめた「知財戦略支援から見えたスタートアップがつまづく14の課題とその対応策」を公開した¹。

2-7-2 図【創業期ベンチャー企業に対する知財ハンズオン支援事業イメージ】



②ベンチャー企業対応面接活用早期審査・スーパー早期審査

投資家からの資金調達や、他の企業との事業提携において、ベンチャー企業が特許権を取得していることは、技術力を裏付ける強力なアピール材料となる。したがって、ベンチャー企業にとっては、資金調達や提携のタイミングまでに重要な技術の権利化を進める必要があり、スピーディな審査が望まれる場面も少なくない。さらに、ベンチャー企業は権利取得の経験が少ないため、ビジネスで活用できる特許権取得には、審査の際、審査官とコミュニケーションを十分に図ることが重要である。

そこで、2018年7月から、特許審査に関する

ベンチャー企業支援策として、ベンチャー企業を対象とする「面接活用早期審査」及び「スーパー早期審査」を開始している。

ベンチャー企業対応面接活用早期審査は、ベンチャー企業の「実施関連出願」を対象に、一次審査通知前に面接を行うことで、ベンチャー企業が戦略的に質の高い特許を早期に取得できるものである(2019年実績：34件)。

ベンチャー企業対応スーパー早期審査は、ベンチャー企業の「実施関連出願」を対象に、スーパー早期審査のスピードで対応することで、とにかく早く特許権を取得したいというニーズに応えるものである(2019年実績：310件)。

¹ 知財戦略支援から見えたスタートアップがつまづく14の課題とその対応策
https://ipbase.go.jp/assets/pdf/ipbase_case_study.pdf



③日本発知財活用ビジネス化支援(ジェトロ・イノベーション・プログラム)

特許庁では、JETROに対する補助金事業として、日本で産業財産権を保有している日本の中堅・中小・ベンチャー企業を対象に、シリコンバレーや深圳など、世界有数のベンチャー・エコシステムを擁する地域で開催される展示会へのブース出展、ビジネス・マッチングイベントへの参加を支援し、海外展開を促進する事業を2015年度から行ってきた。

2019年度は、シリコンバレー、深圳、ASEANにおいて実施した。

④スタートアップに対する料金の軽減制度

一定の要件を満たすスタートアップの特許出願については、特許庁へ支払う手数料の一部を軽減する制度が利用可能である。

【対象者】下記の要件をいずれも満たしていること

- ・ 設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること
- ・ 大企業(資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人)に支配されていないこと

【軽減措置の内容(国内出願)】

- ・ 審査請求料1/3に軽減
- ・ 特許料(第1年分から第10年分) 1/3に軽減

【軽減措置の内容(国際出願)²⁾

- ・ 送付手数料・調査手数料1/3に軽減
- ・ 予備審査手数料1/3に軽減

(2)スタートアップと知財のコミュニティ構築に向けて

スタートアップにとっては、知財はハードルが高く、対応が後回しになりがちであるため、知財戦略構築に向けて具体的に動き出すためには何らかのきっかけが必要である。しかしながら、スタートアップが普段コミュニケーションをとるコミュニティに弁理士などの知財の専門家が十分入り込めていないことや、知財戦略の重要性を十分に理解している投資家が多くないこと等の理由から、そのようなきっかけに遭遇しにくいのが現状である。特許庁では、スタートアップと知財の距離を縮め、スタートアップが知財に取り組みきっかけとなるよう、スタートアップ向け知財コミュニティの構築を推進している。

①スタートアップ向けのイベント・セミナーの実施

スタートアップ向けのイベント・セミナーの企画を通じて、スタートアップに対して普及啓発を行うとともに、実際に知財の専門家に出会える機会を創出している。2019年度は、スタートアップや知財専門家等が参加するイベント・セミナーを計32回、スタートアップが集中する東京を中心に、大阪、福岡等の地方都市でも実施した。

②知財ポータルサイト“IP BASE”

スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門

2-7-3 図 【スタートアップ向け知財ポータルサイト“IP BASE”及びSNSでの情報発信】



1 国内出願の減免制度について<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

2 国際出願の軽減制度についてhttps://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html



家と「つながるサイト」を目指した知財ポータルサイト「IP BASE」¹とSNS²を通じてスタートアップ向け知財情報を発信している。IP BASEでは、先輩CEOのインタビュー記事など、スタートアップの知財意識向上を図るための魅力的なコンテンツを掲載している。また、会員登録者向けにスタートアップ支援を行う知財専門家の検索機能や知財専門家への質問機能を設けている。さらに、会員登録者のニーズに基づいたテーマで勉強会を開催し、知財への興味関心がより高いスタートアッ

プについて一層のレベルアップを図っている。

③IP BASE AWARDの開催

2019年からスタートアップ×知財のベストプレイヤーを表彰する「IP BASE AWARD」を開催し、ベンチャー・スタートアップ企業における知財全般に関して、意欲・先進性・注目度などの観点から、めざましい取組をした個人・組織を表彰した。表彰は、知財専門家部門、スタートアップ部門、エコシステム部門の3部門で実施した。

2-7-4 図 【IP BASE AWARD 表彰結果】

【知財専門家部門】	
グランプリ	六本木通り特許事務所 大谷 寛氏
奨励賞	中村合同特許法律事務所 山本 飛翔氏 特許業務法人 IPX 代表弁理士 CEO 押谷 昌宗氏
【スタートアップ部門】	
グランプリ	株式会社エクサウィザーズ
奨励賞	株式会社ビードットメディカル 株式会社カウリス
【エコシステム部門】	
グランプリ	マスターマインドビジネスコミュニティ
奨励賞	宇宙人クラブ 株式会社 IP Bridge

2-7-5 図 【IP BASE AWARD 受賞企業・団体】



1 IP BASE <https://ipbase.go.jp/>

2 Twitter [IP BASE] : https://twitter.com/IP_BASE

Facebook [IP BASE] : <https://www.facebook.com/IPBASE/>



第1回IP BASE AWARD スタートアップ部門グランプリ 株式会社エクサウィザーズ 代表取締役社長 石山 洸氏 インタビュー

社会的に価値の高い知財が指標として測れる 時代がやってくる

文●松下典子 聞き手・編集●北島幹雄 / ASCII STARTUP 撮影●曾根田元

序文 株式会社エクサウィザーズは、超高齢化社会へ向けた課題解決を主軸に、幅広い領域におけるAIプロダクト開発を展開しているAIベンチャーだ。AIは社会での多様な領域への活用が期待されている一方、実際には現場への導入・運用の難しさや、オープンイノベーションにおける知財の権利帰属の課題などがあるが、同社ではそれをビジネスへつなげる仕組みを知財から作り上げている。第1回IP BASE AWARD スタートアップ部門グランプリを受賞した同社に、現場ニーズにフィットするAIの開発手法、知財をビジネスへつなげていくための仕組みについて、代表取締役社長の石山 洸氏から話を伺った。



株式会社エクサウィザーズ 代表取締役社長 石山 洸(いしやま・こう)氏
東京工業大学大学院総合理工学研究科知能システム科学専攻修士課程修了。2006年4月、株式会社リクルートホールディングスに入社。同社のデジタル化を推進した後、新規事業提案制度での提案を契機に新会社を設立。2014年4月、メディアテクノロジーラボ所長に就任。2015年4月、リクルートのAI研究所であるRecruit Institute of Technologyを設立し、初代所長に就任。2017年3月、デジタルセンセーション株式会社取締役COOに就任。2017年10月の株式会社エクサインテリジェンスとの合併を機に現職就任。静岡大学客員教授、東京大学未来ビジョン研究センター客員准教授。

AIを用いた社会課題解決を 幅広い領域に展開する理由

株式会社エクサウィザーズは、静岡大発AIベンチャーの株式会社デジタルセンセーションと、京大・阪大のAI研究者が立ち上げた株式会社エクサインテリジェンスの合併により、2017年に設立

された会社だ。AIを用いた社会課題の解決をミッションに掲げ、超高齢化社会へ向けた仕組みづくりとして、ケアテック、メドテック、フィンテック、HRテック、ロボティクスなど広範な領域で事業を展開している。



同社ならではのと言えるケアテック事業では、介護現場のベテラン介護士の基本動作を解析し、ノウハウの継承や症状の早期発見などに役立つAIの開発に取り組んでいる。そのようなヘルスケア・福祉への取り組みによる知見は、フィンテックなど別の領域でも適用される。また、労働人口が減少し、人件費が上がる中で事業を持続可能とするには、HRテック、ロボット、DX（デジタルトランスフォーメーション）をいかにうまく導入していくのかも重要となる。HR領域においては、2018年に牛丼チェーン吉野家へのシフト管理AIを開発するなど、1つの特定領域にとどまらない展開がエクサウィザーズの特徴だ。石山氏いわく、今後はリテールテックなどにも領域を拡げていく計画だ。

事業へのリソース集中という点において、一般的なスタートアップであれば1つの事業を集中的に手掛けることになるが、エクサウィザーズの場合、複数の事業を同時に走らせている。それを可能にしているのは、知財を活用したBtoBのビジネスモデルだ。

200名の社員のうち、半数がエンジニア、約30名が外資系コンサルファーム出身者で占められているのが同社の特徴だ。多くの企業では、AIやDXへのニーズがあるものの、社内人材は不足しているため、AIスタートアップといった先進的な技術を持った先と共同で作っていきたいと考えている。しかし、AIスタートアップのほうにしてみれば、そのような受託開発だけでは事業としてなかなかスケールしない。

「BtoBでは、大企業との知財の持ち方を工夫すると、プロジェクトの終了後もお互いにプロジェクトの中で生まれた知財をうまく活用できます。」と石山氏。エクサウィザーズは積極的なオープンイノベーションをビジネスモデルに組み入れており、プロジェクトをこなすたびに新たな知財やノウハウが生まれ、それを生かして領域を広げるほど、売上が伸びていく構造にしているという。

気象ソリューションサービスを共同開発

日本気象協会が持つ様々な気象に関するデータをAIで解析を行うことで、需要予測を始め「気象データのAIプラットフォーム」の開発を目指しています。

勤務シフト自動作成サービスの開発

国内初となる、AIと行動心理学を活用した勤務シフト自動作成サービスを3社で共同開発を行い、店舗運営ノウハウとAIによるリコメンド機能を組み合わせ、飲食・小売業界の生産性向上に寄与します。

有害鳥獣対策ソリューションにおけるAI映像解析モデルの構築

農作物被害が深刻化している有害鳥獣対策として、監視カメラで撮影した映像から有害鳥獣の出没（動物の識別）を自動検知する解析モデルを共同開発。今回は、広域かつ低解像度の監視カメラの映像を活用して、有害鳥獣の中でも小型で検知難易度が高いとされる「サル」の自動検知モデルを構築し、検証を行っています。

<https://exawizards.com/business/innovation>



さらに、複数の技術×複数の領域で新しいコラボレーションが生まれてくる。また、そのような幅広い領域を手掛けることが、ポートフォリオとしても機能する。HRやフィンテックは短期間の開発で実装できるが、創薬やロボットは時間がかかる。介護は更に長期的な道のりとなる。

「手前の売り上げでR&Dできるもの、資金調達を得て開発するもの、大学の研究室とともに予算承認を得た国家プロジェクトで進めていくものがあり、うまくポートフォリオとしてバランスが取れていると思います。」

知財ニュースを全社員へ配信して、 知財創出を促進

知財が生まれやすい環境ではあっても、それぞれに業務を抱えている社員が知財活動へ積極的に参加していくのは容易ではない。どのように社内の体制を整えていったのか。

石山氏は、東大の未来ビジョン研究センターで日本知財学会の渡部俊也会長の研究室に客員准教授として在籍し、先端的な技術における知財のソフトローを作る側の立場でもある。またエクサウィザーズ法務部には、同研究室で大企業とベンチャー企業の取引ガイドラインを作成していたメンバーもいる。

ただし、そのような経営陣の知財意識が高い一方で、現場の社員で見ると、知財の考え方や重みには個人での温度差があった。本格的な知財活動への取組が一気に進んだのは、約1年前、同社コーポレート統括部 法務部 知財担当 弁理士の梶 大樹氏が入社してからのことだ。

「私が入る以前は管理体制がなく、エンジニアが片手間にお願いしていたため、やり取りで残っているのはメールベースばかり。何件の出願があるのかを把握している人がおらず、現状を把握するだけで1ヵ月かかりました。」と梶氏。

まずは最低限の管理体制を整え、次に、全社員向けに知財ニュースの配信を始めた。「実際に発明を考えるのは、エンジニアやコンサルの方たち。現場で『これは特許になる』、『商標を取らなくてはいけない』といった基本的な発想を持っていないと何も進みません。」(梶氏)

今では、事業部のほうから商標や特許出願について相談されることも増え、梶氏一人では手が足りなくなり、知財担当者の採用活動もしているほどになった。

オープンイノベーションの場合、スタートアップと大企業側で知財のバランスがうまく取れなければ、事業がスムーズに立ち行かないケースもある(参考：オープン・イノベーションのベストプラクティス¹⁾)。エクサウィザーズでは、弁理士の梶氏と法務部の弁護士2名が連携して、契約段階から不利にならないように対応しているとのこと。

このような石山氏のオープンイノベーションに対する考え方には、リクルート時代に米国のスタートアップ投資を手掛けていた経験による部分が大い。

「ITは参入障壁が低くて入りやすいと捉えがちですが、本当に能力の高いエンジニアは1000人に1人。売り手市場であることを理解して、大企業側が相当な努力して関係性を築かないと、優秀なスタートアップとコラボレーションはできません。Win-Winになれるよう、戦略的に交渉を進めていくことが重要でしょう。」(石山氏)

社会的に価値の高い知財が指標として測れる 時代がやってくる

現在、エクサウィザーズは中国とインドに子会社があり、海外事業にも取り組んでいる。国によって社会課題の違いや活用できるデータの種類の違いがあり、例えば、海外事業でPoCを実施してモデルを作り、日本での事業展開につなげられることもあるという。また、高齢化が本格的に訪れる中国市場では介護領域への参入を進めており、既に介護×AIの国際特許出願なども進めている。

1 <https://ipbase.go.jp/public/oi.php>



「介護×AIは、グローバルで知識共有がまだあまりなされておらず、介護技法も世界各国でノウハウがバラバラであり集約されていません。介護保険制度も国によって異なります。超高齢化社会という点で日本が先行しており、遺伝子レベルから創薬、認知症の行動症状を低減させるAIまで幅があります。知識共有の仕組みができていないからこそ、グローバルのチャンスがあります。」
(石山氏)

最後に、これからのスタートアップの知財活動のあり方について伺った。

「ひとつは制度面。AIなどの新しい技術が出てくる中で、現行の知財制度では対応できない部分が出てきます。制度の失敗にならないように、スタートアップ側からあるべき世界感をどんどん発信して、制度自体を変えていく必要もあるでしょう。商標などは、AIで画像解析して判断できる領域もあるので、テクノロジーを制度にからめて導入していく形も考えられます。

もうひとつは、社会的に価値の高い知財をいかに生み出していくかが重要です。例えば弊社であれば、我々のプロダクトを導入することで、生活の質は指標としてどれだけ上がるのか、社会保障費がどれだけ抑制されるのかについてよく議論をしています。」

これまでエビデンスに基づいた開発をしていたのは医療や創薬分野に限られ、一般的なサービスの社会的価値はあいまいにされてきた。しかし、今はAIなどを用いてデータを解析すれば、企業が提供しているあらゆるサービスやプロダクトの社会的価値が測れる時代だ。今後は、より社会的な有効性に基づいたプロダクト開発が重要になってくる。新たな技術やノウハウといった知財もそこには必ず生まれてくるだろう。



株式会社エクサウィザーズ

<https://exawizards.com/>



2. 中小企業への支援

我が国の中小企業は、全企業数の99.7%を占め、日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たすとともに、地域の雇用を支える日本経済にとって欠かすことのできない重要な存在となっている。

しかしながら、中小企業における知財活動は穏やかな進展をみせているものの、例えば、特許出願件数に占める中小企業の出願の割合は約16%にとどまっており、企業数からみても、一層の加速が必要である。

このため、中小企業に対し、知財の意識を高め、知財の取得・活用を促進することにより、中小企業のイノベーションの創出を支援し、地域の活性化へとつなげるためにも、中小企業への支援施策の充実を図っているところである。

本節では、特許庁の中小企業向けの支援施策について紹介する。

(1) 地域知財活性化行動計画の実施及び次期計画策定への期待

特許庁では、知的財産の取得・活用を促進させることで、地域・中小企業のイノベーション創出を支援し、我が国の成長力向上に寄与するとともに地方創生にも資することを目的として、2019年度までの「地域知財活性化行動計画」（2016年9月26日産業構造審議会知的財産分科会決定。以下「第1次行動計画」という。）を策定した。

第1次行動計画において、特許庁はこれまで、(i)「着実な地域・中小企業支援の実施」、(ii)「地域・中小企業の支援体制の構築」、(iii)「成果目標(KPI)の設定とPDCAサイクルの確立」という3つの基本方針に則り、INPITをはじめとした支援機関¹と連携を図り、ユーザーの視点に立ち、地域・中小企業支援を推進してきた。その結果、中央レベルでは、特許出願件数に占める中小企業の割合や、全国のINPIT知財総合支援窓口における相談支援実績が増加²した。また地域レベルでは、各地域・中小企業に対する支援施策をよりきめ細やかに実施するため「都道府県の特徴を踏まえた平成31年度までの目標」（地域KPI）を設定し、PDCAサイクルを確立した結果、自治体の関係者間で知財の意識が転換し、自治体の新たな経済戦略に知財活用について言及された例

や、新商品の特徴的なネーミングを商標として保護し、特許技術を利用して商品の付加価値化を図った結果売上が増加した例など、多くの成果が生まれた。

一方、第1次行動計画に基づく取組を推進する中で、知財活用の目的が明確化されていない地域・中小企業が依然として多く、また知財経営を実践している中小企業が少ない等といった課題が見出された。また、ここ数年の間に、オープン・イノベーションの進展やデータ・人工知能・IoT等の技術的進展といった社会変革が進んでおり、技術面や知財戦略面において知財を取り巻く現状は大きく変化していることから、地域・中小企業支援においてもその実装が急務であると言える。さらに、今般の新型コロナウイルスの世界的蔓延による経済的影響を考慮し、特許庁は地域・中小企業に対し最適な支援策を活用し、地域のイノベーションの促進を図る必要がある。

これらの課題を解決するとともに、新たな情勢を踏まえた地域・中小企業に対する取組を推進するため、特許庁、INPIT及び自治体等の各関係主体共通の行動計画として、2020年度から2022年度の3年間の「第2次地域知財活性化行動計画」を策定³することとし、引き続き地域・中小企業支援のより一層の充実を図っていく。

1 支援機関とは、よろず支援拠点、(独)日本貿易振興機構、(独)中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、(一社)発明推進協会、各道府県発明協会、日本弁理士会等を指す。

2 特許出願件数に占める中小企業の割合は、平成27年の14%から、令和元年は16.1%に増加。全国の知財総合支援窓口における相談件数は、平成27年度の8万件から、令和元年度は10.7万件に増加。

3 2020年7月に策定・公表を予定。

(2) 企業の海外展開における費用面の支援

① 中小企業に対する外国出願支援¹

経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでいるが、海外市場での販路開拓や模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得すること等が極めて重要である。しかし、海外での権利取得には多額の費用がかかり、資力に乏しい中小企業にとっては大きな負担となっている。

特許庁では2008年度から中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して外国出願に要する費用の一部を補助している。2014年度には、地域実施機関としての都道府県等中小企業支援センター²のほか、全国実施機関として独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)を補助事業者に加え、すべての都道府県の中小企業に対し、支援可能な状況になった。2019年度は47地域の都道府県等中小企業支援センター等及びJETROで実施し、855件(前年度比2.6%減)を支援した。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1以内

○補助額：

1企業に対する上限額：

300万円(複数案件の場合)

案件ごとの上限額：

特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標³30万円

○補助対象経費：

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用

② 戦略的知的財産活用型中小企業海外展開支援事業

人材、資金、情報等が不足する中小企業にとっては、高い技術を有していても、海外展開に踏み切ることが容易ではない。また、中小企業がグローバルニッチトップを目指すためには、経営戦略、技術・研究開発戦略、知的財産戦略などを総合的に立案・実行していくことが必要である。

そこで特許庁では、2019年度から、高い技術力を有する中小企業の海外展開を戦略的に支援するため、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願を予定している中小企業に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)を通じて、3年間にわたり、専門家によるコンサルティング支援を行うとともに、国際出願に係る費用の1/2を助成している。

③ 中小企業に対する知的財産侵害対策⁴

経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、特にアジア地域において日本企業の商品の模倣品が製造され、世界中で被害が報告されている。模倣品の氾濫は、消費者に対するブランド・イメージの低下や製品の安全性の問題等、企業に悪影響をもたらすおそれがあり、対策を講ずることが極めて重要である。特許庁では2014年度⁵から、中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査、調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を助成している。2019年度は17件を採択した。

また、2015年度から、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合等の弁護士への相談や

1 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

2 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第7条第1項の規定による指定法人。指定法人数は全国60か所で、都道府県及び同法施行令第2条に掲げられている政令市に設置。

3 冒認対策商標：悪意の第三者による先取出願(冒認出願)の対策を目的とした商標出願。

4 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html

5 2005年度から2013年度まで、中小企業庁の中小企業海外展開等支援事業費補助金(中小企業知的財産権保護対策事業)として模倣品に関する侵害調査に係る費用の一部を助成する事業を実施。2014年度からは侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発費用を支援対象に加え、特許庁で実施。



訴訟準備・訴訟に係る費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施し、2019年度は2件を採択した。

2016年度からは、新たに海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の、当該商標の無効・取消係争に要する費用の一部を助成する冒認商標無効・取消係争支援を実施し、2019年度は15件を採択した。

■模倣品の調査、模倣品業者への対策費用に関する支援(模倣品対策支援事業)

[事業内容]

○補助率：3分の2

○上限額：400万円

○補助対象経費：

現地侵害調査費、模倣品業者への警告文作成費、行政摘発費用等

■冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用に関する支援(防衛型侵害対策事業)

[事業内容]

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

海外での係争に要する費用(損害賠償・和解金を除く)

例：弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用等

■海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用に関する支援(冒認商標無効・取消係争支援事業)

[事業内容]

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

海外での冒認商標無効・取消係争に要する費用(損害賠償・和解金を除く)

例：異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に要する費用等

④海外における知財係争対策¹

海外での現地企業による出願件数の増加に伴い、中国をはじめ、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にある。

中小企業は資金不足から応訴することができず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれるなど、海外でのビジネス環境の悪化が懸念される状況にあり、対策を講じることが重要である。

そこで、特許庁では、2016年度に、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会を運営主体とした知財分野としては初めての海外知財訴訟費用保険制度を創設した。

創設に伴い、中小企業が本保険に加入する際には、保険掛金への助成を行う補助事業を実施しており、中小企業の保険加入を促進している。

[事業内容]

○補助率：2分の1(継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1)

○補助対象経費：中小企業等の保険掛金

⑤海外における知財活用支援

2015年度から、JETROを通じて、海外への技術流出を防ぎつつ、中堅・中小企業の知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を支援するための取組を開始した。

2016年度からは、地域団体商標の海外展開を支援する取組を拡充して実施している。

[事業内容]

ライセンス契約の締結や販路開拓等、外国での知的財産権の活用を目指す中堅・中小企業や地域団体商標登録団体に対して、以下の支援を実施している。

¹ お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html



- 国内外におけるセミナーの開催から現地専門家を活用したビジネスプランの作成支援やビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等にわたる包括的支援。
- 海外見本市への出展支援及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。
- 採択された企業・団体が持つ技術やブランド等を活かした商品等を海外展開するためのプロモーション活動の支援を実施。
- 現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

(3) 金融機関の取引先企業の価値向上に向けて－知財金融促進事業¹

金融機関による、取引先企業が保有する知的財産の理解を切り口とした融資やビジネスへの支援は、中小企業における知的財産への取組意識を高め、知的財産活用の裾野の拡大につながる。また、中小企業からは、特許等の知的財産を金融機関に正しく理解してもらい、資金調達やビジ

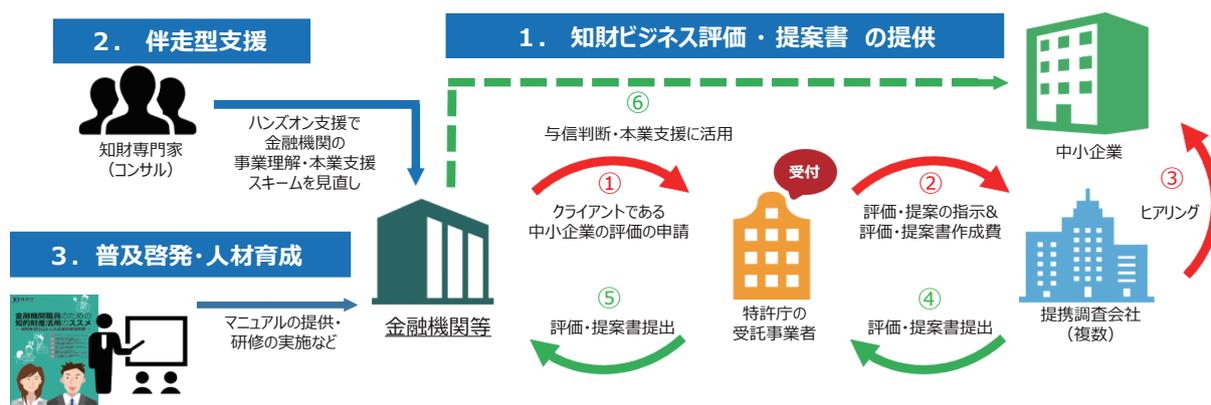
ネス拡大に向けた相談につなげたいとの期待がある一方で、金融機関には中小企業の知的財産を活用したビジネスについて適切に理解しアドバイスできる人材が不足している現状がある。

そこで特許庁では、金融機関が取引先企業の知的財産に着目し、その企業の事業・経営支援を行う取組(知財金融)を、「中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業」を通じて支援している。

<支援スキーム>

- ・知財ビジネス評価書・提案書の提供：中小企業の知的財産を活用したビジネスを評価した評価書や、さらに経営課題に対する解決策を盛り込んだ提案書を専門機関が作成し、金融機関に提供。2019年度は、評価書と提案書合計で167件作成。
- ・伴走型支援：知財専門家を金融機関に派遣し、知財を切り口とした事業理解や成長支援の枠組みを金融機関内に構築。
- ・普及啓発・人材育成：ポータルサイトの運営やマニュアルの更新、セミナーを開催。2019年度は、セミナーを2回開催。

2-7-6 図【中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業における支援スキーム】



¹ 詳細は「知財金融ポータルサイト」を参照。
<https://chizai-kinyu.go.jp/>



(4) 特許情報の有効活用のための支援¹

特許情報とは特許の出願や権利化に伴って提供される公開情報であり、これを調査・分析することによって、競合他社の動向や技術開発のトレンド等を知ることが可能となる有益なデータとなる。したがって、これを積極的に事業戦略に活用することが企業の発展のために重要である。

しかし、特許情報の調査・分析を適切に行い事業戦略に活かすためには専門的知識が必要であり、また、調査内容によっては少なくない費用がかかることから、先行技術調査等の特許情報分析にかかる公的支援へのニーズは高いと考えられる。

そこで、中小企業等の事業活動における事業構想、研究開発、出願及び審査請求の各段階のニーズに応じた包括的な先行技術調査を支援し、中小企業等における特許情報の活用を推進するための取組を実施している。

〔事業内容〕

a. 特許情報の調査・分析に関する支援

①事業構想、研究開発、出願の各段階にある中小企業等に対し、以下に掲げる支援を目的として、専門家によるヒアリング結果を踏まえた効果的な特許情報分析を実施。(2019年度実績：89件)※利用者の自己負担なし

- ・新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の策定支援。
- ・強い権利の取得や権利化可能性の向上を図ることを目的とした、中小企業等におけるオープン・クローズ戦略等の策定支援。

②審査請求を行う前の特許出願を有する中小企業等に対し、効果的な権利取得判断の支援を目的として、先行技術文献の調査を実施。(2019年度実績：46件)※利用者の一部負担あり

b. 特許情報を利用した事業活動の普及・啓発

特許情報の活かし方の説明や、特許情報を事業活動に活用する中小企業等の取組紹介をもとに、特許情報分析のメリットを普及・啓発するための周知活動を実施している。

¹ お問い合わせ先等その他詳細については下記ウェブサイト参照
https://www.inpit.go.jp/katsuyo/patent_analyses/index.html



3. 大学等への支援

我が国産業の国際的な競争力を確保しつつ持続的な発展を実現していく上で、イノベーションの促進を効率的に進める必要がある。そこで、特許庁・INPITでは、イノベーションの源泉である大学、研究開発機関等の研究成果を社会に橋渡しするため、知財戦略の策定などの知財マネジメントの支援や事業化を見据えた知的財産の権利化等に関する支援を実施している。

(1) 知財戦略デザイナー¹

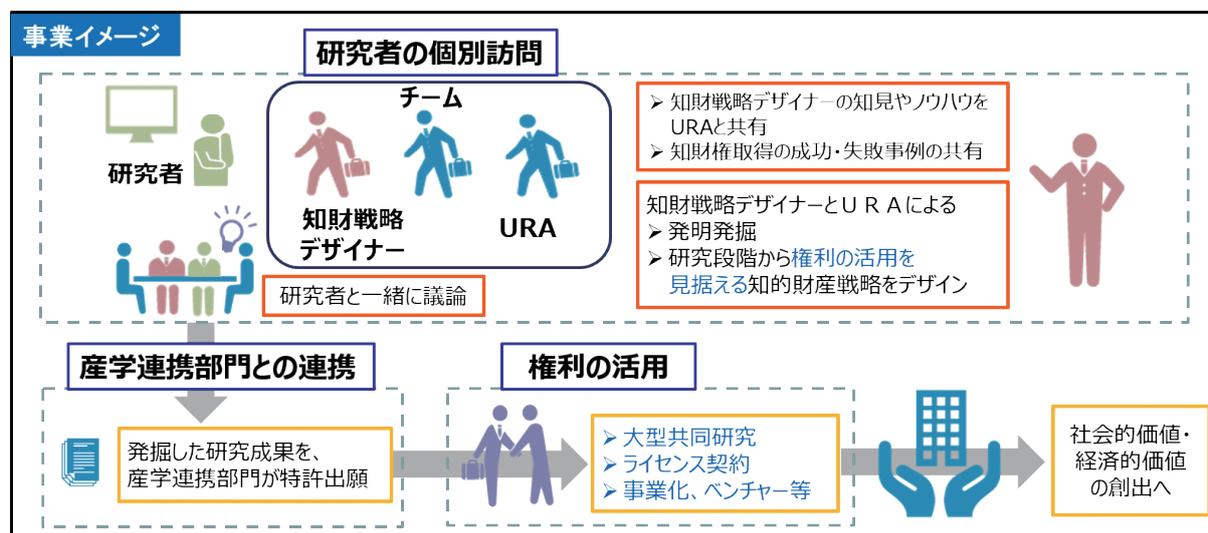
大学の優れた「知」である研究成果を、広く社会へと還元して、更なる研究の発展や社会実装へとつなげていくために、知的財産が重要な役割を担う。

そこで、特許庁では2019年度から大学の「知」の取り扱いに精通した知財戦略デザイナーが大学のURA（リサーチ・アドミニストレーター）をはじめとする研究支援担当者とチームを組み、知的財産権の保護が図られていない研究成果の発掘を行う事業を実施している。知財戦略デザイナーは、研究者との対話を通じて、従来技術と

比較した研究内容の強みを明らかにし、研究成果が国プロ等の大型共同研究への発展や事業化などを通して社会で大きく花開く将来設計図を研究者に提案する。そして研究者が目指す将来設計図につなげるため、研究成果を公表するタイミングなどと絡めて、保護すべき研究成果や知財取得のタイミングなどを明確にした知的財産戦略を研究者目線でデザインして、知的財産権の活用を通じた社会的価値・経済的価値の創出を支援する。

2019年度には、22名の知財戦略デザイナーを28大学に派遣した。

2-7-7 図【知財戦略デザイナー派遣事業の概要】



¹ 詳細は下記を参照
https://www.jpo.go.jp/support/daigaku/designer_haken.html



(2) 知的財産プロデューサー^{1,2}

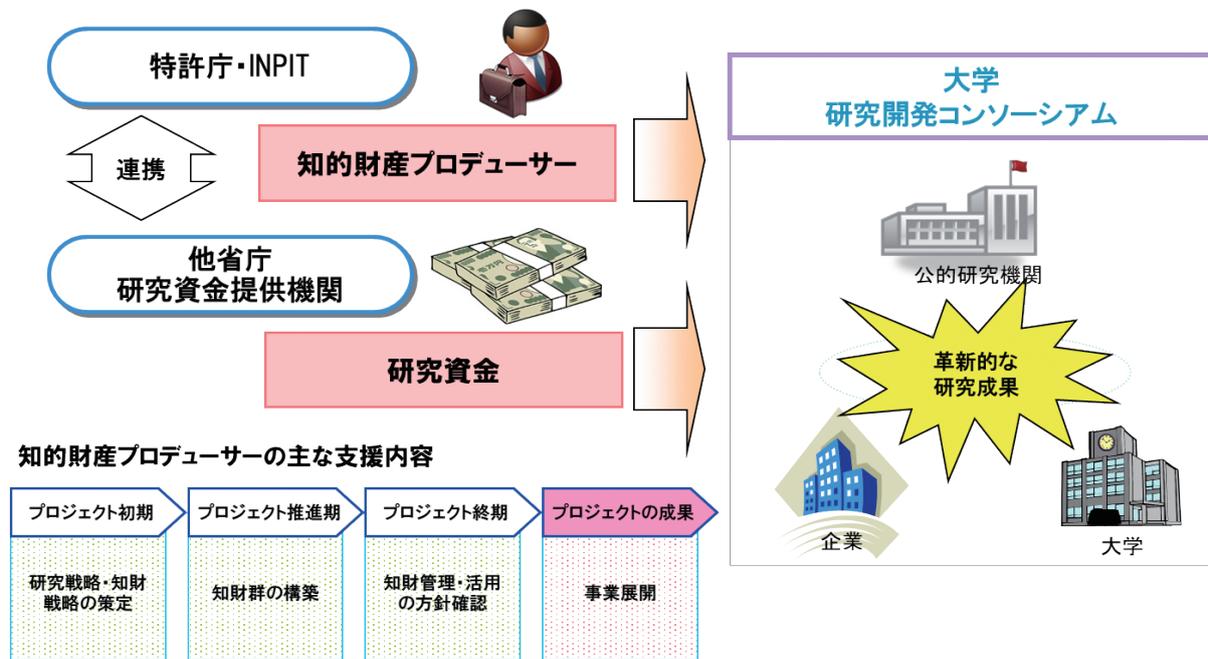
公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーを派遣している。

具体的には、プロジェクト初期では知財管理基盤の整備、研究開発戦略・知財戦略の策定の支援、プロジェクト推進期では戦略的な知財群の構築等知財マネジメントの推進の支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知的財産成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後の知的財産管理主体における知的財産管理・活用方法の確認・共有の支援を行っている。

◇2019年度実績

派遣：延べ 39プロジェクト

2-7-8 図【知的財産プロデューサー派遣事業の概要】



1 お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「31. 知的財産の活用に関すること」を参照
<https://www.jpo.go.jp/faq/list.html>
 2 詳細は下記を参照
<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ippd/index.html>



(3) 産学連携知的財産アドバイザー^{1,2}

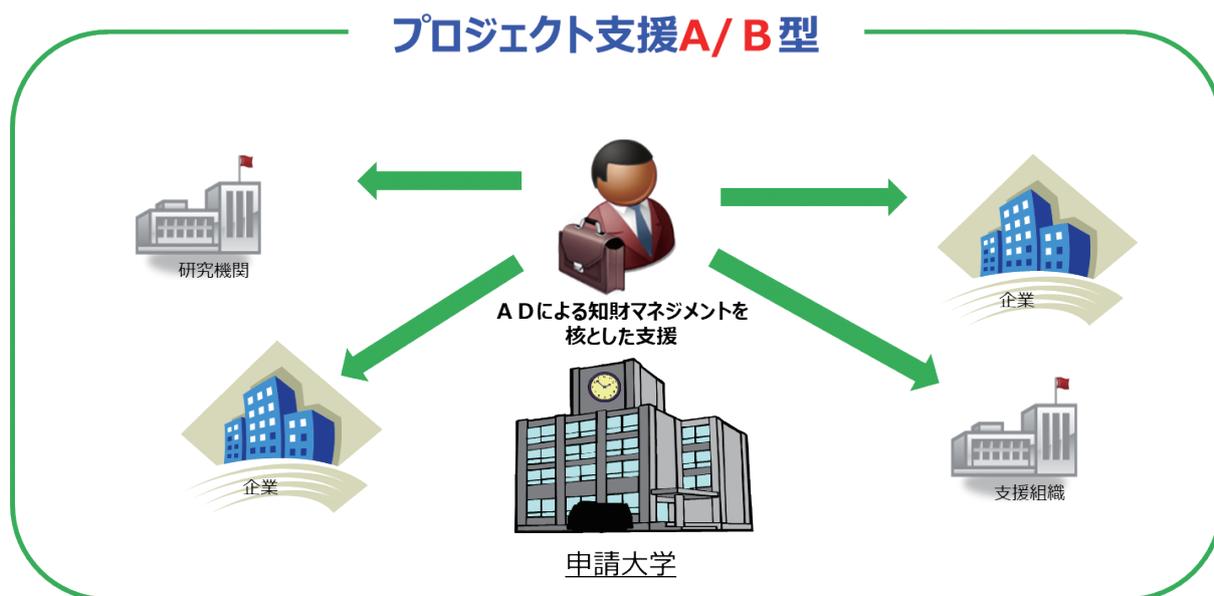
事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進している。

「プロジェクト支援A型」と「プロジェクト支援B型」の2つのプログラムを推進している。「プロジェクト支援A型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、事業化を目指す産学連携プロジェクト案件を有している大学に対し、進行中

のプロジェクトの事業化への加速を支援している。「プロジェクト支援B型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、技術シーズ・ニーズ又はデザインが複数存在しているもののこれに基づく産学連携プロジェクトの創出まで至っていない大学に対し、プロジェクトの創出から事業化へ向けた産学連携活動を一貫して支援している。

◇2019年度実績
 派遣：22大学
 (プロジェクト支援A型11大学、プロジェクト支援B型11大学)

2-7-9 図【産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要】



プロジェクト支援A型：進行中の産学連携プロジェクトの事業化への**加速を支援**
 プロジェクト支援B型：プロジェクトの創出から事業化へ向けた産学連携活動を**一貫して支援**
 (いずれも商品プロトタイプが顧客の評価を得るレベルを目指す)

1 お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「31. 知的財産の活用に関すること」を参照
<https://www.jpo.go.jp/faq/list.html>
 2 詳細は下記を参照
<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/uicad/index.html>



知財戦略デザイナーの支援事例

～客観的データを用いて、
発明発掘から社会実装までをデザイン～

2019年度に知財戦略デザイナーを派遣した28大学は、国立大学・公立大学・私立大学を含み、規模や学内の組織構造なども相違するため、知財戦略デザイナーは各大学の状況に応じた様々な活動を展開した。特許庁HPでは、これら活動から得られた知見(ナレッジ)をナレッジ集としてとりまとめ、公表している¹。本コラムでは、数ある事例の中から、多くの大学に共通の課題「客観的データに基づく産学連携ポテンシャルの分析」に対する、開本亮(ひらきもと あきら)知財戦略デザイナーのアプローチを紹介する。

●支援先大学の背景

リサーチ・アドミニストレーター (URA)²・産学連携担当者(以下、「URA等」という。)は、自発的に特許出願や産学連携の相談にくる研究者以外の研究内容を把握することは難しく、社会実装や産学連携に向けて支援すべき研究成果を見落としているのではないかという問題意識があった。

その問題に対処するため、URA等が学内の研究者に対して能動的に知財支援しようと思っても、研究室HPや大学シーズ集の情報更新が遅れていることもあるため、訪問すべき研究室が分からないことが多く、また、限られたURA等の体制で学内の全ての研究者にヒアリングに行くことも現実的に不可能であった。

そのような状況にあったところ、知財戦略デザイナーの以下のような支援により、突破口が開けた。

●客観的データ(クロスマップ)を用いて、発明発掘へ

知財戦略デザイナーは、以下のように、まずは(STEP1)として、支援先大学の強みである研究領域を特定することにし、更に(STEP2)として、当該研究領域において、近い将来、産学連携につながる可能性の高い研究成果を特定することを試みた。

STEP1:

科学技術の論文には、その論文の研究分野を表すJST分類コード³(論文分類)が付与されている。そこで、支援先大学に所属する研究者の論文を一括取得し、各論文の論文分類を抽出するとともに、論文内容に対応する国際特許分類(IPC)を付与⁴した。論文分類と特許分類を2軸としたクロスマップを作成し、クロスマップから、論文数が多い(図1においてバブルが大きい)領域を支援先大学の強みである研究領域と特定。

1 「知財戦略デザイナー派遣事業2019ナレッジ集～大学の埋もれた知的財産からイノベーションを創出していくために～」
https://www.jpo.go.jp/support/daigaku/document/designer_haken/2019-knowledge.pdf

2 研究活動プロジェクトの企画・運営、知的財産の管理・運用等の研究者を支援する業務を行う大学教職員

3 「JST科学技術分類表」に基づく8桁の分類コード

4 科学技術振興機構(JST)が作成した文献データベースの検索サービスJDreamⅢでは、一部の文献にはIPCが付与されており、IPCを用いた文献検索が可能となっている。本知財戦略デザイナーは、中央大学難波英嗣教授と共同採択された科研費で開発したAIソフトを用いて国際特許分類の付与を行った。前者と後者の主要相違点はk-nn法とニューラルネット法であるが、いずれも難波英嗣教授の技術指導によるものである。



STEP2 :

産学連携につながる可能性を見るには、更に、産業界の動向を分析する必要があり、そのためには特許情報の分析が有効。そこで、STEP1で特定した研究領域に対応する国際特許分類の特

許出願動向の経年変化を作成。作成した特許出願動向の企業の出願傾向などを基に、URA等と一緒に、今後産学連携につながる可能性の高い研究成果を特定。

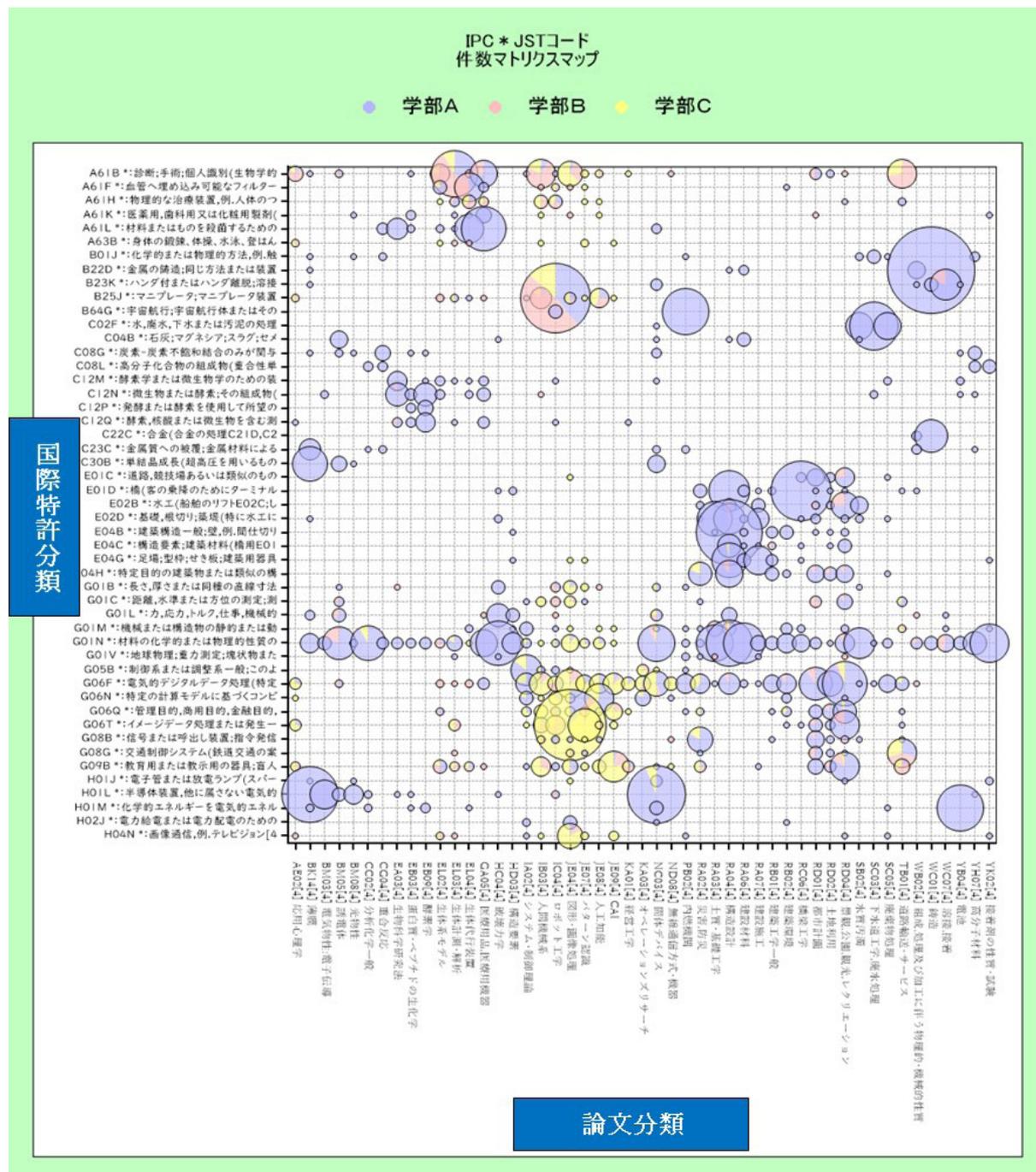


図1 論文分類×特許分類のクロスマップ

●社会実装をデザイン

クロスマップにより特定した研究者を、知財戦略デザイナーとURA等と一緒に訪問。研究者の研究領域において特許出願している企業情報を研究者に説明しつつ、研究者との対話を通じて、従来技術と比較した研究者の研究の強みを明確化した。そして、研究の強みを踏まえて、知財戦略デザイナーが今後の応用可能性のある技術

分野や社会実装の出口をデザインし、研究者、URA等と一緒に、社会実装への道筋を議論。研究者の目指す出口につなげるためには、物の発明・方法の発明のいずれか又は両者を権利取得すべきか、広くて強い特許権利範囲とするために請求項をどう記載するかも併せて議論を重ねている。

<A大学のコメント>

知財戦略デザイナーに作成して頂いたクロスマップは、研究者の特定に役立つのみならず、論文分類と国際特許分類に基づく客観的なデータで大学全体の研究者を俯瞰できるため、学内に幅広く共有でき、大学の強みを説明する際に説得力のある資料として活用でき、大変有用でした。また、研究者の研究領域において特許出願している企業の情報や研究者の論文情報などに基づき、研究者、URA等と知財戦略デザイナーと一緒に議論する中、研究者がそれまで意識してなかった応用展開を見出すことができました。現在、研究者の目指す出口につなげるべく、特許出願に向けた手続きを進めています。

に効果的な手法であることが実証できました。このような手法は、大学にとって大きな学びとなりました。

<知財戦略デザイナー開本氏のコメント>

大学の研究者に対して、論文情報を基に、研究者「個人」の研究の変遷や強みの分析結果を提示すれば、おのずと関心を得ることができます。さらに、今後の研究の方向性を確認しながら、研究者の研究が新規性・進歩性を有しており、類似の研究開発を行っている企業が特許を取得していることや、今後、企業と協働して社会実装する際の特許取得の有益性等を説明すれば、研究者と信頼関係を築いて特許に対する理解を持ってもらうことができます。

論文分類に対応する国際特許分類に基づく企業の特許出願動向は、特許を取得した際のライセンス先候補や、共同研究先の候補の検討にも有用です。また、学術論文を産業の観点から分類している国際特許分類を軸として分析することで、同じ産業分野に応用できそうな研究をしている異なる学部の研究者同士による共同研究を提案することもできます。まず、学内の複数の研究者による研究で大学としての研究力を高めた後に、学外との連携、社会実装を進めるという戦略も一つの選択肢でしょう。

<B大学のコメント>

従前、発明届は特定の教員に限られ、大学として研究者の研究成果から産学連携につながる発明を発掘するエフォートが十分とれていませんでした。今回、「論文」を起点に、産学連携につながる可能性の高い研究テーマを抽出したおかげで、論文の話題に始まり、企業の特許出願動向までと、研究者とのディスカッションが弾みました。論文と特許情報に基づく客観的説明で、研究者に、自分の研究成果が特許取得可能であり、社会実装のためには特許取得する価値があるという認識をもってもらい、これまで埋もれていた発明の発掘に非常

4. 地域における支援体制

(1) 各地域における支援施策

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地方公共団体や中小企業支援機関等と連携しながら、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施している。

(取組例)

- 個社支援による知的財産活動の成功事例創出とその発信
- 経営課題に対して知的財産の視点から解決方法を提案するワークショップの開催

また、2005年度に各経済産業局等の管轄地域ごとに「地域知的財産戦略本部」を設置して以来、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進している。

さらに、地域における知的財産支援体制の構築や連携強化を通じて知的財産支援力を向上させるため、地域の先導的・先進的な知的財産の取組を支援する補助事業を2015年度から開始し、2019年度には21件の取組を支援した。2020年度からは先導的な知的財産支援の取組を地域に定着させること等を通じて、中小企業等の知的財産保護・活用を促進するため、引き続き、補助事業を行う。

(取組例)

- 広域金融機関によるニーズ発知財マッチング支援
- 大学の知財を活用した学生ベンチャー育成支援
- デザイン経営の手法を用いた知財活用のモデル化及びその実践支援

(2) INPIT近畿統括本部 (INPIT-KANSAI)

特許庁及び特許庁所管の工業所有権情報・研修館(INPIT)は、2017年7月に「INPIT近畿統括本部(INPIT-KANSAI)」をグランフロント大阪(大阪市北区)に開設して以来、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携し、中堅・中小企業等に対して、きめ細かな知財サービスを提供するため、以下の機能及び体制を整備している。

- ・ 知的財産に関する高度・専門的な支援
- ・ 出張面接・テレビ面接の場の提供
- ・ 高度検索用端末による産業財産権情報の提供
- ・ 地元自治体や地域の関係機関のネットワークを活用した情報提供、各種セミナーの共同開催及び講師派遣

(3) 福島知財活用プロジェクト

震災から9年が経過し、各種復旧・復興支援施策等の実施により、福島イノベーション・コースト構想の取組の進展、産業技術総合研究所、福島再生可能エネルギー研究所の開所など、福島県においてイノベーションの拠点が設置され、知財活用の気運の高まりがみられる。

そうした中、特許庁では、福島県における知財活用を推進するための重点支援を行い、県の復興・持続的な地域活性化を後押しするため、2018年度に本プロジェクトを立ち上げた。

2018年度は、県内で100人程度が参加する知財普及活用イベントを3回開催し、福島県内における知財活用の関心を高める広報事業を実施するとともに、県内関係者とのネットワークを構築した。

また、2年目となる2019年度は、引き続き、広報事業として、知財の有効活用が望まれる人材に対する育成を主眼とした知財普及活用イベントを実施することに加え、新たに、知財活用の気運を更に高めるため、ビジネス・プロデューサを

福島県内に派遣し、具体的に知財を活用した事業の事例を示す事業も実施した。

<2019年度の事業実施概要>

①知財普及活用イベントの開催

県内4か所(南相馬市・会津若松市・白河市・郡山市)で、知財活用セミナー・ワークショップを開催した。2019年度は、2018年度に実施した知財普及活用イベントの内容を深化させ、ディスカッション形式の少人数のワークショップを新たに導入する等、福島県内の自治体・企業・大学・支援機関等の知財意識のさらなる向上を図ると同時に、登壇やセミナー出席を通じて地域の関係者・団体(自治体、企業、大学、支援機関)との協力関係も構築した。

a.南相馬市「浜通り×ロボット産業」

日時：2019年9月25日

会場：福島ロボットテストフィールドカンファレンスホール

来場者：約100名

福島イノベーション・コースト構想にも組み込まれているロボット分野について、講演とパネルディスカッションを実施した。講演者は福島ロボットテストフィールド副所長のほか、特許庁、ビジネス・プロデューサーも登壇した。パネルディスカッションでは、福島県内でロボットに関係する企業の方々に参加していただき、ロボット分野における現状、課題や知財の有効性等について議論を行った。



パネルディスカッションの様子

第1部

講演① ロボットテストフィールドの紹介・福島のロボット産業について

福島ロボットテストフィールド副所長 細田 慶信 氏

講演② 特許庁施策紹介

特許庁普及支援課 遠山 嘉奈

講演③ 知財を用いたビジネス創生・展開

特許庁事業ビジネス・プロデューサー 増山 達也 氏

第2部

パネルディスカッション ロボット産業が変える世界～知財の有効性～

・パネリスト

株式会社タジマモーターコーポレーション 新事業開発室
会長特命担当 上荒磯 祥彦 氏

株式会社アイザック 総務部担当課長 馬場 法孝 氏

イームズロボティクス株式会社
東京支社主任 宇田 丞 氏

・コメンテータ

特許庁事業ビジネス・プロデューサー 増山 達也 氏

・モデレータ

特許庁普及支援課企画調査官 赤穂 州一郎

b.会津若松市「会津×IT×伝統産業」

日 時：2019年11月11日
 会 場：会津若松ワシントンホテル
 来場者：約50名

会津地方の強みであるIT及び伝統産業について、両分野の福島県内の関係者による講演を行うとともに、参加者をグループ分けして弁理士を講師としたワークショップを実施した。グループメンバーに応じて、IT産業または伝統産業のどちらかについてテーマを与え、講師を交えながら参加者同士のディスカッションを行った。



ワークショップの様子

第1部

講演① 知財とは

特許庁普及支援課 高田 万柚香

講演② ITと地域課題解決

会津大学 産学イノベーションセンター 客員准教授
 藤井 靖史 氏

講演③ 伝統と変革

株式会社三義漆器店 代表取締役 曾根 佳弘 氏

第2部

**ワークショップ 初心者から中級者まで！
 専門家から学ぼう知財発掘の
 実践**

・講師 日本弁理士会

・内容
 IT産業グループ：伝統企業の着眼点
 伝統産業グループ：IT企業の着眼点

c.白河市「中通り×ものづくり」

日 時：2019年11月27日

会 場：白河市立図書館

来場者：約60名

白河地域の強みであるものづくりについて、福島県内でものづくりをされている企業の経営者による講演を行うとともに、参加者をグループ分けして弁理士を講師としたワークショップを実施した。各グループにもものづくりに関する共通のテーマを与え、講師を交えながら参加者同士のディスカッションを行った。



ワークショップの様子

第1部**講演① 知財とは**

特許庁普及支援課

目黒 大地

講演② 自社ブランド製造の道

株式会社COND電機 代表取締役 近藤 善一 氏

講演③ 医療機器産業への挑戦

株式会社シンテック 代表取締役 赤津 和三 氏

第2部**ワークショップ 初心者から中級者まで！
専門家から学ぼう知財発掘の
実践**

・講師 日本弁理士会

・内容 生き残るための着眼点

d.郡山市「ふくしま×知財」

日 時：2020年1月22日
 会 場：郡山市立中央公民館
 来場者：約400名

2019年度の総まとめとなるセミナーを郡山市で開催した。パネルディスカッションでは、福島県の技術が鍵を握っている「はやぶさ2」の関係者に参加していただき、ミッション遂行に伴う苦労話を交えながら、宇宙開発における知財の重要性について議論を行った。また、松永特許庁長官による知財活用の重要性についての講演や、2019年ノーベル化学賞受賞者の吉野彰氏に御登壇いただき、ノーベル賞受賞までの道のりを御



ノーベル化学賞吉野氏による講演

紹介いただくと共に、今後更なるイノベーションにより環境・経済・利便性の調和が可能となり、持続可能な社会が実現するであろう、など将来の展望をお話しいただいた。

講演 福島をイノベーションの拠点に ～知財活用プロジェクト～

特許庁長官 松永 明

パネルディスカッション 「はやぶさ2」成功の鍵とふくしまの力

・パネリスト

古河電池株式会社 技術開発本部 開発統括部 LB事業推進部 部長	坂本 智彦 氏
NECプラットフォームズ株式会社 生産本部SC戦略室生産革新部シニアエキスパート	野地 英男 氏
JAXA 宇宙科学研究所 宇宙飛翔工学研究係 助教	佐伯 孝尚 氏

・モデレータ

会津大学 宇宙情報科学研究センター 上級准教授 平田 成 氏

特別講演 リチウムイオン電池がつくる未来

2019年ノーベル化学賞受賞 旭化成株式会社 名誉フェロー 吉野 彰 氏

②ビジネス・プロデューサによる事業創出支援

福島県産業振興センター技術支援部(郡山市)に、事業化の専門家であるビジネス・プロデューサを派遣し、福島県内で知財を活用した事業化を支援することで、知財活用の重要性を具体的に示した。例えば、「合同会社WATASI JAPAN」の着物を活用したムスリム衣装の事業化について、国内外での商標・意匠取得における知財戦略のアドバイス等を通じて事業化を成功に導いた。さらに、有識者委員会等を通じて、福島県内におけるビジネス・プロデューサの活動内容・事業化

手法を検討・分析することで、福島県での知財を活用した事業化における現状・課題を認識した。



着物を活用したムスリム衣装

5. 知的財産制度の普及啓発活動

(1) 巡回特許庁

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的とした「巡回特許庁」¹を、2019年度には全国9地域、10都市(うち8都市が初開催)で開催した。

経済産業局等の知的財産室や地域の中小企業支援機関等と連携して、知的財産制度や特許庁の審査官が地域へ出向く出張面接をはじめとする支援策等の普及のため、知的財産や地域ブランドに関連したセミナー等を行う普及啓発イベント

を開催した。また、普及啓発イベントの中で日本弁理士会主催「知財広め隊セミナー」を併催した。



2-7-10 図【巡回特許庁 2019年度実績】

開催都市	開催日時	のべ参加者数	相談コーナー
旭川市<初開催>	2019年8月28日(水)	538名	16件
山形市<初開催>	2019年9月3日(火)	284名	11件
燕三条地域<初開催>	2019年11月11日(月)	464名	13件
名古屋市	2019年10月10日(木)	821名	23件
大阪市	2019年10月23日(水)	772名	22件
岡山市<初開催>	2019年12月11日(水)	336名	16件
松山市<初開催>	2020年1月14日(水)	309名	11件
長崎市<初開催>	2019年11月19日(火)	293名	11件
石垣市<初開催>	2020年1月20日(月)	59名	0件
うるま市<初開催>	2020年1月30日(木)	119名	6件



巡回特許庁 in 旭川



巡回特許庁 in 中部



巡回特許庁 in KANSAI

¹ 「知財のミカタ」(巡回特許庁)について
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chizai_no_mikata.html



(2) 知的財産権制度説明会

特許庁では、知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、ひいては知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会(初心者向け・実務者向け)」¹を全国各地で広く一般に向けて開催している。[2-7-11図]

「初心者向け説明会」では、知的財産制度について学びたい方や企業の知的財産部門等での経験の浅い方等の初心者を対象に、特許庁の職員である産業財産権専門官が知的財産制度の概要や、中小企業支援施策について説明を行った。さらに、知財総合支援窓口の担当者による地域の支援策紹介も合わせて行う等、他の機関との連携を強化している。

「実務者向け説明会」では、知的財産制度について基礎的な知見・経験を有し、日常的に知的財産の業務に携わっている実務者を対象に、特許・意匠・商標の審査基準や審判制度の運用、

国際出願の手續等、特許庁の職員等が専門性の高い内容について分野別に説明を行った。

2019年度は、中立な技術専門家が現地調査を行う制度(査証)の創設や損害賠償額算定方法を見直す等の改正を行ったことから、「特許法等改正説明会」を併せて開催した。

また、関連意匠制度の見直しや、意匠権の存続期間の変更等の改正を行ったことから、「意匠審査基準説明会」も併せて開催し、改正内容について周知・説明した。

◇2019年度実績

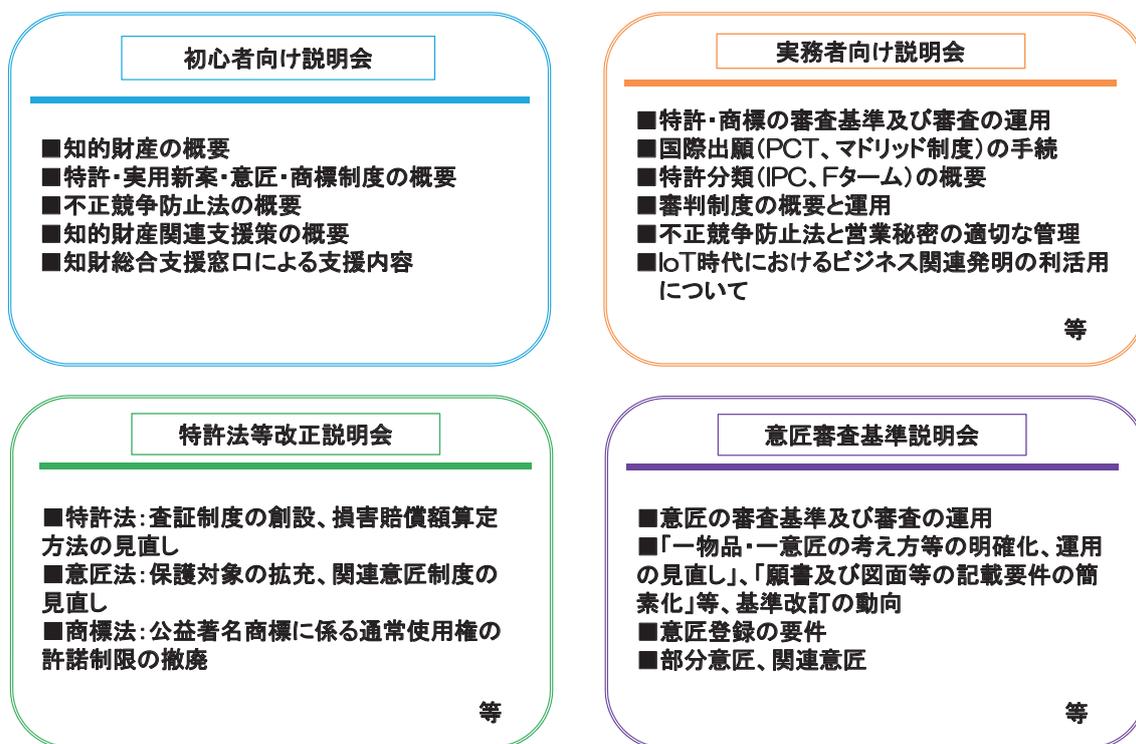
初心者向け説明会：全国47都道府県で計61回開催8,331人が参加

実務者向け説明会：全国9都市で計55回開催7,821人が参加

特許法等改正説明会：全国9都市で計9回開催1,294人が参加

意匠審査基準説明会：全国8都市で計8回開催856人が参加

2-7-11 図 【知的財産権制度説明会における講義内容】



¹ 知的財産権制度説明会 -知的財産権について学べます(参加費・テキスト無料) - https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai_setumeikai.html



(3) 産業財産権専門官

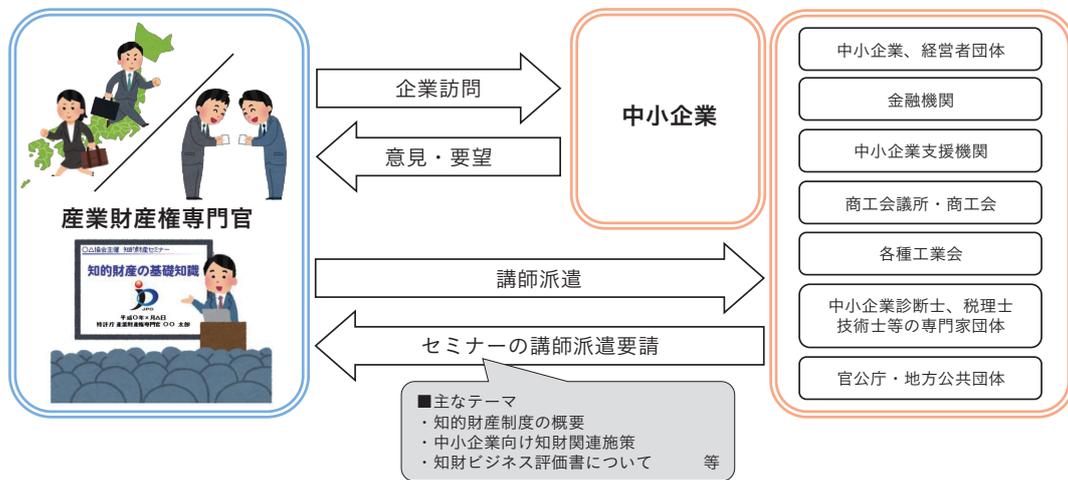
産業財産権専門官は、中小企業等への個別訪問や中小企業や金融機関、地方自治体、支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じて、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている。[2-7-12図]また、個別訪問した中小企業等から、特許庁及び産業財産権制度に対する意見・要望を伺い、制度改善へ繋げている。2018年度より、企業活動における知的財産の重要性を広く周知するため、中小企業が多数集まる展示会や、中小企業等にとって身近な支援機

関である金融機関でのセミナーを通じて、積極的に知財総合支援窓口を中心とした支援施策の普及を働きかけている。また、その他多数の中小企業経営者が集まる団体や税理士、中小企業診断士等、中小企業等と関係の深い専門家向けのセミナーを実施している。

◇ 2019年度実績

中小企業等への個別企業訪問：216社
知的財産セミナー・研修会講師：99回

2-7-12 図 【産業財産権専門官の業務】



知的財産を経営に生かす中小企業事例集 「Rights」を刊行

特許庁では、我が国の地域・中小企業に対しても知的財産活動を支えるための様々な支援施策等を準備し、実施している。地域・中小企業においては、これらの施策等を上手く経営に取り込み、知的財産活動を実施している企業も着実に増えてきている。

特許庁は、その様な知的財産に積極的に取り組み、経営に生かしている中小企業20事例を紹介した事例集「Rights」を刊行した。

1. 「Rights」とは

産業財産権専門官が日々活動している中で、他社が知的財産に関してどのような活動をしているかということが非常に気になるという声を耳にする。

自社の知財での取組が、他社と比べて同等なのか、或いはまだ足りない部分があるのか、現状の取組の方向性が良いのか等他社と比べる“ものさし”を探している。

そこで、特許庁では、他社の参考となり得る知的財産活動を行っている中小企業20社を取り上げた事例集「Rights」を刊行した。

本誌は、これまで知財を取得している企業の紹介が中心だった「知的財産権活用企業事例集20**」をリニューアルして、知財経営に取り組む中小企業の経営者と知財担当者にスポットを当て、日々の仕事の中で感じているリアルな声を聞き、各社が経営のために知財をどのように生かしているかなどを具体的に取りあげてまとめたものとなっており、ただ知財の知識を得るだけでなく、自社での実践につなげていただくためのものに仕上げられており、知財にお悩みの経営者や知財担当者の皆様のいづれにも是非読んでいただきたい一冊となっている。



「Rights」の表紙

掲載企業は、

アシザワ・ファインテック株式会社
株式会社ピカコーポレイション
株式会社ジンノ工業
株式会社フジワラテクノアート
興研株式会社
金剛株式会社
金井重要工業株式会社
三島食品株式会社
株式会社アーキビジョン21
株式会社エレドック沖縄
株式会社ICST
ののじ株式会社
落合ライト化学株式会社
ロードセーフティー株式会社
株式会社システムスクエア
株式会社オーレック
株式会社シェルター
株式会社昭和
ハイスキー食品工業株式会社
株式会社ジーアイシー

(以上、掲載順 20社)

そして、タイトルの「Rights」とは、本来は「権利」という意味である。しかしながら、「その価値を、どう使うか」というサブタイトルにあるように、知財を単に権利として取得して終わりではなく、それをどう生かすかまで考えていただきたく、そんな思いがこの冊子「Rights」には込められているのである。

2. 「Rights」の内容

本誌「Rights」は、多くの方々に、より知的財産に興味を持っていただくために、様々な工夫を凝らして取りまとめた冊子となっている。

以下、本誌のとりまとめた工夫の観点についてご紹介する。

(1) 参考にしたい内容を探せる目次

本誌の目次では、20の事例を大きく以下の4つのカテゴリに分け、参考にしたい場面ごとにまとめています。

- ・ 知的財産から読み解く開発ニーズ
- ・ 社内環境に貢献する知的財産
- ・ 事業展開に知的財産を生かす
- ・ 知的財産が生み出す新しい価値

以下、4つのカテゴリの詳細について紹介する。

・ 知的財産から読み解く開発ニーズ

知的財産活動には、自社のアイデアを権利化して保護するだけではなく、世の中に公開されている特許情報等を読み解くことで、技術動向やニーズをうかがい知れるという効果もある。そのような特許情報等の「利用」に力を入れ、技術開発のヒントとしている企業を紹介。特許情報の新たな一面が分かる。

・ 社内環境に貢献する知的財産

報奨金制度や勉強会など、知的財産をうまく利用すれば社内環境の向上を促すことができる。そん

カテゴリ

■ 知的財産から読み解く開発ニーズ

- 特許情報分析から新規営業の足がかりをつかむ
- 9 アシザワ・ファインテック株式会社 メリット 1 メリット 2 メリット 4
- 13 株式会社ピカコーポレイション 特許公報をデータベース化し、目指す「1製品1権利」 メリット 1 メリット 2
- 15 株式会社ジンノ工業 先人の英知が詰まった特許文献は最高の参考書 メリット 1 メリット 3

タイトル

■ 社内環境に貢献する知的財産

- アイデアが増幅する活力ある企業を目指して
- 17 株式会社フジワラテクノアート メリット 1 メリット 2
- 産業財産権専門官が本音を語る
- 21 特許庁座談会

「Rights」の目次

な知的財産の一面を利用して社内のレベルアップを図っている企業を紹介。産業財産権専門官や知的財産管理技能士検定をうまく利用している企業も、それぞれの制度を紹介したコラムと共に掲載。

・事業展開に知的財産を生かす

知的財産はもはや競争のためのものではない。取得した権利をうまく用いれば他社とのパートナーシップを築くこともできる。知的財産によりそんな“共創”を作り出した企業を紹介。商標にまつわる話が多く掲載されている。

・知的財産が生み出す新しい価値

知的財産活動は企業の数だけ存在し、本来ひとえに分類するのは難しい。しかしその活動の数だけ新しい価値が生まれてくる。特許の無償開放によるオープン・クローズ戦略や知財マッチングによる事業の成功など、知的財産により新たな価値を生み出した企業を紹介。業界によってもまちまちな知的財産活動から、自社に最もあった活用事例を探していただきたい。

さらに、20社全ての事例に知財活動で得られる6つの知財力に照らし合わせて企業毎に合致するものを伏して、どの様な知財の取組をしてきたかを一目で分かるようにしている。

その6つの知財力とは、

- 1 他との違いが「見える化」された
- 2 従業員の「レベルアップ」を推進できた
- 3 競合する企業との「競争で優位」に立てた
- 4 取引先との「交渉力」を強化できた
- 5 顧客にオリジナリティーを「伝える」ことができた
- 6 パートナーとの「関係づくり」に活かされた

各事例から、具体的にどのような取組を自社で生かすことができるのかを探しやすい目次となっている。自社の課題や目的が明らかである場合には、ぜひこれを参考にして読みたい記事を探していただきたい。



「Rights の記事」

(2)興味を引く内容・デザイン

各社の事例紹介は、一般的な企業紹介の様なものではなく、経営者や知財担当者との対話形式で、知財の観点に特化した記載となっており、また、人物や製品等の多彩な写真を使用することで雑誌調にし、とても興味を引く内容・デザインとなっている。

目次から参考にしたい内容を探して読む場合はもちろん、ただ読み物として読んでも読み進めやすいものとした。

(3)様々なコラム

20の企業事例とは別に、4つのコラムを設けている。

○「6つの知財力」を中小企業経営に生かそう!

土生特許事務所 弁理士 土生哲也さん
→これからの時代の知財活用について、土生特許事務所の土生哲也弁理士がポイントを整理。本誌の全ての企業にも分類している「6つの知財力」それぞれの詳細とは？



「Rights のコラム」

- 産業財産権専門官が本音を語る 特許庁座談会
→産業財産権専門官の役割とよくあるQ & A
知財お悩み相談の紹介。中小企業の味方、産業財産権専門官とは一体何者なのか？その本音に迫る。
- 知的財産管理技能士とは 知的財産研究教育財団 近藤泰祐さん
→知的財産管理技能士とその活躍の場を、知的財産の動向を交えながら紹介。「知的財産」がおかれている現状と知的財産管理技能士に求められる役割とは？
- 鳥取県発、知財マッチングへの挑戦 弁理士 山本明良さん
→鳥取県を知財マッチングのモデル県と言われるまでに押し上げた山本明良さんの活動の軌跡を具体的な事例を織り込みながら紹介。なぜ知財マッチングは成功したのか？

3. 「Rights」の入手方法

「Rights」の電子版は特許庁のホームページで公開しているので、以下のQRコードまたはURLにより閲覧できる。



https://www.jpo.go.jp/support/example/kigyuu_jireii2020.html

また、中小企業等の知的財産支援の拠点として全国47都道府県に設置している「知財総合支援窓口」において、冊子版を読むこともできる。

なお、特許庁で冊子版を配布しているので、冊子版をご希望の方は、特許庁の下記お問い合わせ先までご連絡いただきたい。ただし、冊子版の配布数には限りがあるので、あらかじめご了承願いたい。電子版・冊子版とも無料であるので、ぜひ一度読んでみていただければ幸いである。

(参考)知財総合支援窓口

<http://chizai-portal.jp/index.html>



特許庁総務部普及支援課産業財産権専門官

TEL 03-3581-1101(内線2340)

E-mail PA0661@jpo.go.jp

6. 全般的な支援・施策

(1) 情報の提供による支援

① 特許情報の提供

a. 特許情報とは

「特許情報¹」とは、特許、実用新案、意匠、商標の出願や権利化に伴って生み出される情報である。企業や研究機関等は、特許情報を有効に活用することで、最先端の技術開発動向や市場動向等を把握し、研究開発の重複防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができる。このように、特許情報の有効活用は、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて重要なことである。特に、特許の出願や権利化に伴って生み出される特許公報等の情報は、特許情報の中心であり、以下に示す技術情報と権利情報の両面を有している。

・ 技術情報

企業、大学、研究機関等から出願された発明は、一定期間経過後に公報により一般に公開される。当該公報には、発明の技術的特徴に基づき、世界共通の体系である国際特許分類(IPC)や我が国独自の細分化された体系であるFI、Fターム等の分類記号が付与されている。これらの分類記号を利用して検索することにより、特定分野の技

術情報を効率的に抽出することができる。

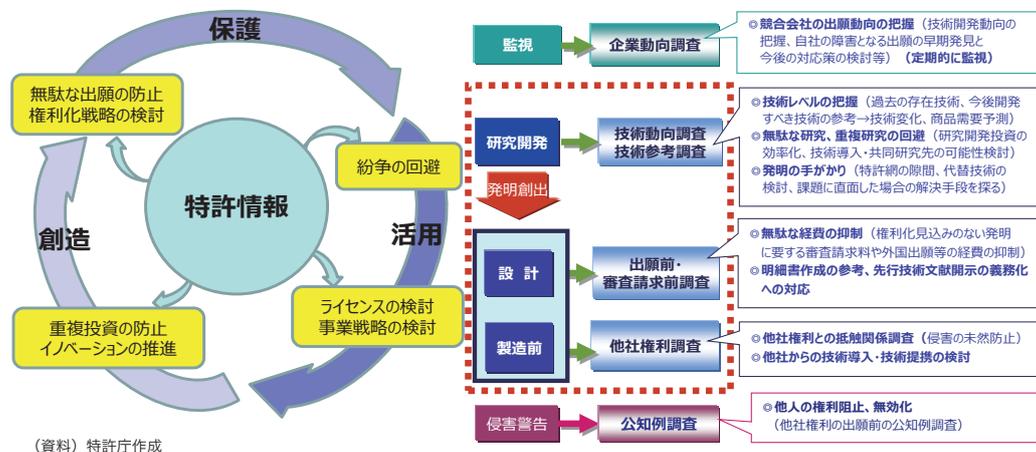
・ 権利情報

発行された公報には、既に取得された又は今後取得される可能性のある権利範囲が明示されており、当該権利情報を把握することにより、競合相手の動向を踏まえた研究開発や技術提携が可能となる。

ユーザーは、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)、民間の特許情報サービス提供事業者、海外特許庁が提供する特許情報提供サービスを通じて、国内外の特許情報を活用している。

特許庁又はINPITが運営する特許情報提供サービスに関しては、2016年5月に公表された情報普及活用小委員会の報告書²において、グローバル化に対応しつつ、IT技術の進展、外国庁及び民間のサービスの状況、中小企業や個人を含む我が国ユーザーの要望を踏まえた上で、ユーザーが享受するサービスの質が世界最高水準となるよう、特許情報普及のための基盤を引き続き整備していくべきとの方向性が示された。特許庁及びINPITはこの方向性に沿って、特許情報の提供に関する取組を進めている。

2-7-13 図 【特許情報と知的創造サイクル】



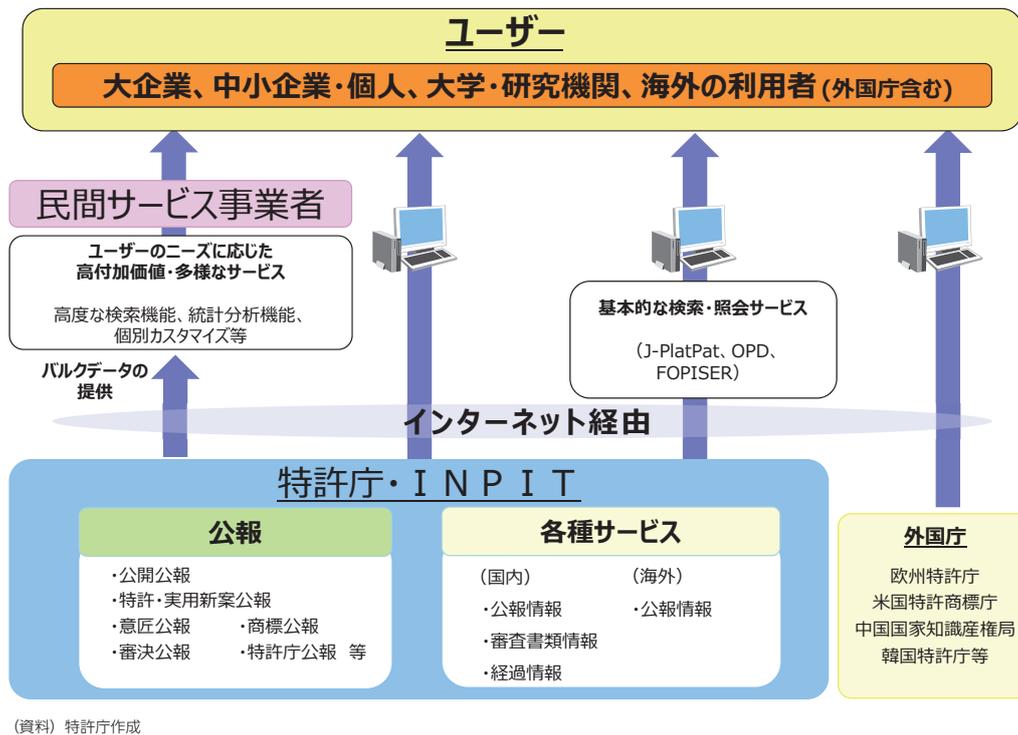
(資料) 特許庁作成

1 「産業財産権情報」又は「知的財産権情報」と称される場合もある。

2 <https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/jouhouhukyu-shoi/h28houkokusho.html>



2-7-14 図【特許情報の普及・活用の流れ】



b. 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

特許庁は、高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、インターネットを通じて無料で利用できるサービスである「特許情報プラットフォーム¹ (英語名: Japan Platform for Patent Information、略称: J-PlatPat)」を提供している。J-PlatPatは、使いやすいユーザーインターフェースを備え、日本や海外で発行された特許等の公報約1億3,000万件を、文献番号、分類情報、キーワード等により検索することができる。日本や海外での出願・審査・審判に関する経過情報(ドシエ情報)を照会することもできる。また、AIを用いた機械翻訳により、日本公報及び日本審査書類の日英翻訳も提供している。

J-PlatPatは、年間利用回数が1億7,000万回を超えており、知的財産の創造、保護及び活用に欠かせないインフラとなっている。J-PlatPatの利便性向上のため、2020年3月には、関連意匠群を系図形式で表示する機能の追加や、検索結果一覧に表示される公報を複数件数選択ダ

ウンロードする機能の追加等の機能改善を行った (Column14参照)。今後も、より充実したサービスを提供すべく、改善内容を検討していく。

c. 外国特許情報サービス (FOPISER)

知財活動のグローバル化に伴い、五庁の特許情報のみでなく、ASEAN諸国等の特許情報に対する関心が高まっている。この状況を踏まえ、特許庁は、当該国の特許庁より入手した特許情報を検索・照会できる「外国特許情報サービス² (英語名: Foreign Patent Information Service、略称: FOPISER)」を2015年8月より提供している。当該サービスも、インターネットを通じて無料で利用可能である。

FOPISERでは、J-PlatPatで照会できない諸外国、例えば、シンガポール、ベトナム、タイ、台湾等の文献について、日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワード等により検索することや、文献の内容を機械翻訳された日本語で照会することができる。

¹ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

² <https://www.foreignsearch2.jpo.go.jp/> (サービス提供時間: 開庁日の9時から20時まで)



2-7-15 図 特許庁・INPIT が提供する特許情報提供サービス一覧

サービス名	検索対象	収録対象国・機関
特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)	特許・実用新案	日本、米国、欧州 (EPO)、中国、韓国、WIPO、英国、ドイツ、旧東ドイツ、フランス、スイス、カナダ
	意匠	日本、米国、韓国
	商標	日本
外国特許情報サービス (FOPISE)	特許・実用新案	台湾智慧財産局、シンガポール、ベトナム、タイ、ロシア、オーストラリア
	意匠	欧州 (EUIPO)、台湾智慧財産局、ベトナム、タイ、ロシア
	商標	欧州 (EUIPO)、台湾智慧財産局、ベトナム、タイ、ロシア
画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)	意匠 (画像意匠)	日本

また、2020年6月に、中国における特許及び実用新案の査定不服と無効審判の審決を、判事事項の根拠条文や日本語のテキスト等で検索し、人手による日本語の翻訳文を照会する機能を追加した。これにより、中国の特許及び実用新案の審判事件における、中国の審判官の判断傾向を把握することが容易になると期待できる。

今後も、ユーザーの関心が高い諸外国の特許情報への日本語によるアクセスが可能となるよう対象国の拡大を図っていく。

d. 画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)

意匠登録になった画像のデザインを意図せず使用することがないよう、権利調査の負担の軽減が求められていることから、イメージマッチング技術を利用したサービス「画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)」¹の提供を2015年10月1日より提供している。

Graphic Image Parkは、利用者がイメージファイルを入力するだけで、我が国で意匠登録になった画像のデザインについて調査できるツールであり、以下の特徴を有している。

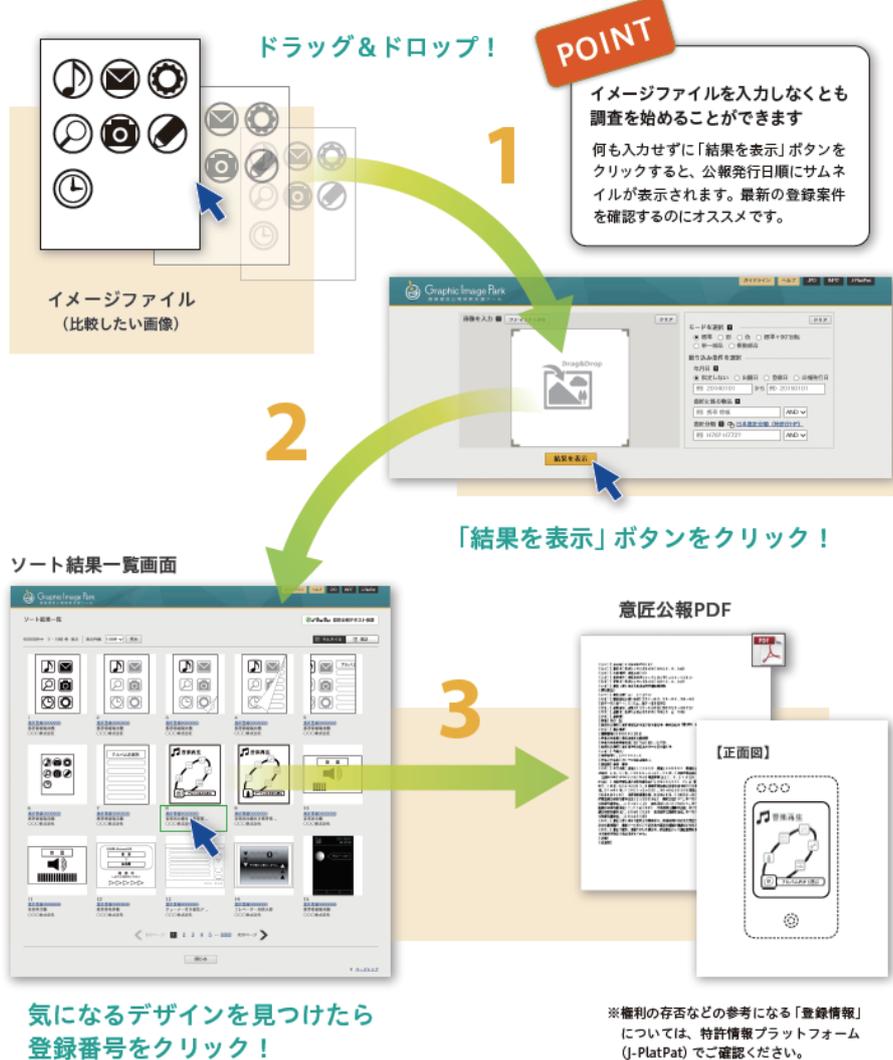
- イメージマッチング技術を利用して、機械的な評価が高い(近い)順に蓄積画像を並べ替えることで、調査対象の画像を確認する際の効率を高めることができる
- 並べ替えられた蓄積画像全件を書誌情報と共にサムネイル表示することで、一覧性のある網羅的な調査をすることができる
- 日本意匠分類や意匠に係る物品といった専門的知識によらず、比較画像のイメージファイルを入力するだけで調査をすることができる
- 専門的な知識を有する者は、比較画像の入力に加えて、日本意匠分類や意匠に係る物品などによる絞り込みを行うことで、更に効率的な調査をすることができる
- インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができる

2017年3月に追加された機能により、気になるデザインにチェックを付けて、その案件の書誌情報をCSV形式でダウンロードすることができるようになった。

2-7-16 図 画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) のトップページ



2-7-17 図 画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) の基本的な使用方法



e. 海外特許庁・国際機関との特許情報の交換及びその情報の活用

日本国特許庁は、海外特許庁等との合意に基づいて、公報情報をはじめとする特許情報の定期的な交換を行っている。2019年10月に、新たにサウジアラビアと特許情報の交換を行うことを確認した。日本国特許庁は、入手した特許情報を庁内で審査資料や先行技術の検索のためのデータとして利用するとともに、前述したJ-PlatPat、FOPISER等を通じて一般に公開・提供している。また、交換データを基に和文抄録データを作成し、庁内外での活用を図っている。

f. 特許庁が保有するデータの一般提供¹

特許庁及びINPITは、特許情報標準データ、公開特許公報英文抄録(Patent Abstracts of Japan (PAJ))、等の各種データを作成している。また、上述のように、海外特許庁・国際機関との交換により、諸外国の公報等のデータを手に入れている。これらの各種データは、審査資料として庁内で利用されるだけでなく、J-PlatPat又はFOPISERに蓄積され、一般向けの検索・照会サービスに活用されている。

また、情報サービス事業者向けに、上述の各種データを一括してダウンロードできるサービスを提供し、ユーザーのニーズに応じた高付加価値・多様なサービスの提供を促している。

2-7-18 図 特許庁・INPIT が作成・提供する主なデータ

データ名	データの概要
特許情報標準データ	審査経過情報等の各種情報を一般に利用しやすいTSV形式に変換・加工したもの。
公開特許公報英文抄録 (PAJ)	日本の公開特許公報の要約を手で英語に翻訳したもの。
欧米特許和文抄録	米国特許明細書、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書の特許請求の範囲、明細書及び図面の記載内容を翻訳者が読解の上、発明の内容を要約して日本語にて抄録文を作成したもの。
中韓文献機械翻訳文	J-PlatPat で提供する中国語及び韓国語の特許・実用新案文献の全文機械翻訳文。

¹ 特許庁の提供する主なデータの一覧は統計・資料編 第6章2.を参照のこと。

②特許検索ポータルサイト

先行技術文献調査をサポートする関連情報を一元的に提供してほしいという出願人からの要望に応えるため、2009年3月に「特許検索ポータルサイト¹」を特許庁ウェブサイト上に設置して試行を開始し、その後も、寄せられた意見等を受けて、FI、CPC等の分類の対応関係を参照するツールを新規に提供するなど、内容を充実させている。

今後も本ポータルサイトの記載内容の更新を引き続き行い、更なる利便性の向上を図っていく予定である。

③新興国等知財情報データバンク

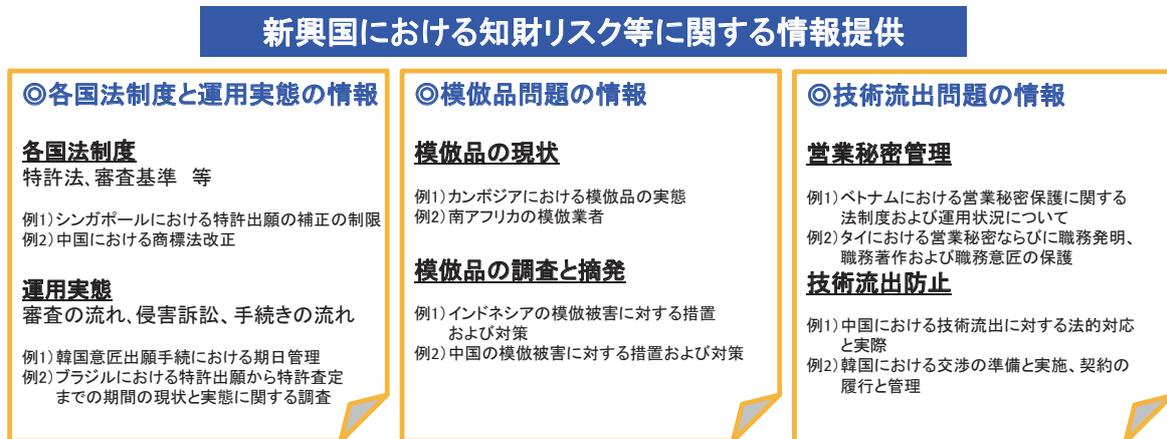
新興国等知財情報データバンク²は、新興国等でのビジネスに関わる日本企業の法務・知的財産の担当者等を対象に、各国及び地域の知的財産情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトである。

海外から商品等を輸入している企業、海外へ商品等を輸出している企業、海外の企業へ出資等をしている企業、海外の企業へ技術供与・ライセンスをしている企業、海外へ生産拠点・販売拠点等を設置している企業、あるいはこれから海外との取引を予定している企業等を対象に、今後のビジネスで発生しうる海外での知的財産リスクの軽減又は回避に資する情報を発信することを目指している。

各種公開情報に加え、海外の特許事務所等とも連携して情報収集を実施し、分析・整理した上で記事を作成している。アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米等の記事を作成し、2,680件(2020年3月末現在)の記事を掲載している。

また、本データバンク内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受け付けている。

2-7-19 図【新興国等知財情報データバンクのイメージ】



1 <https://www.jpo.go.jp/support/general/searchportal/index.html>

2 <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/>



④特許戦略ポータルサイト

2008年9月、企業の知的財産戦略の高度化に役立つ情報提供を行うため、特許庁ウェブサイト上に「特許戦略ポータルサイト¹」を開設した。特許戦略ポータルサイトは、特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっている。特許戦略ポータルサイトでは、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している²。「自己分析用データ」には、自社における過去10年分の特許出願件数、審査実績等知的財産権情報が含まれる。2020年3月末時点で利用企業は約1,500社である。

⑤情報提供によるその他の支援

a.大学等向け公報固定アドレスサービス

大学等における研究開発を支援するため、大学等の利用者に対し、特許電子図書館(IPDL)の公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを2007年1月に開始した。本サービスは、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)においても同様に利用可能となっている。

◇登録件数：305件の大学等
(2020年3月末時点)

b.開放特許情報データベース³

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンスする意思のある特許(開放特許)の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、開放特許情報データベースにおいて開放特許の情報を提供している。

◇登録件数：27,456件(2020年3月末時点)
(うち 企業：4,017件、大学・TLO：8,661件、公的研究機関等：14,778件)

c.リサーチツール特許データベース⁴

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化し、「リサーチツール特許データベース」において情報を提供している。

◇登録件数：352件(2020年3月末時点)
(うち 企業：11件、大学・TLO：191件、公的研究機関等：150件)

1 <https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyosenryaku/index.html>

2 インターネットを通じてダウンロードできるようになっているが、利用に当たっては登録申込みとパスワードの発行が必要。特許戦略ポータルサイトでサンプルを見ることができる。

3 <https://plidb.inpit.go.jp/>

4 <https://plidb.inpit.go.jp/research/home>



(2) 料金面等における支援

① 個人・中小企業・大学等を対象とした減免措置等

a. 特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、個人・中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料(第1年分から第10年分)及び審査請求料の減免措置を講じている。

従来は、法人税非課税中小企業、研究開発型中小企業、中小ベンチャー企業、小規模企業といった一部の中小企業に対してのみ減免措置を講じてきたが、2019年4月¹からは全ての中小企業²が特許料(第1年分から第10年分)及び審査請求料の減免措置を受けられるようになった。

◇2019年度実績

- 資力を考慮して定められた個人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置
 - ・特許料の減免 : 1,043件
 - ・審査請求料の減免 : 2,266件
- 中小企業等³に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置
 - ・特許料の軽減 : 16,134件
 - ・審査請求料の軽減 : 23,371件
- 中小ベンチャー企業・小規模企業等に対する特許料・審査請求料の3分の2軽減措置
 - ・特許料の軽減 : 4,979件
 - ・審査請求料の軽減 : 8,095件
- 大学等の試験研究機関に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置
 - ・特許料の軽減 : 9,459件
 - ・審査請求料の軽減 : 7,229件

b. 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金交付措置

特許庁は、特許庁が受理したPCT国際出願に

ついて、中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT国際出願に係る送付手数料・調査手数料及び予備審査手数料の軽減措置を講じている。また、PCT国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関(WIPO)に対する手数料(国際出願手数料及び取扱手数料)を、手数料納付後の出願人からの申請により、「国際出願促進交付金」として交付する措置も講じている。

従来は、中小ベンチャー企業・小規模企業等に対してのみ軽減措置・交付金交付措置を講じてきたが、2019年4月⁴からは全ての中小企業²がPCT国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金交付措置を受けられるようになった。

◇2019年度実績

- 中小企業等⁵に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置
 - ・送付手数料・調査手数料の軽減 : 1,839件
 - ・予備審査手数料の軽減 : 28件
 - ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付 : 1,565件
- 中小ベンチャー企業・小規模企業等に対するPCT国際出願に係る手数料の3分の2軽減措置・交付金交付措置
 - ・送付手数料・調査手数料の軽減 : 1,652件
 - ・予備審査手数料の軽減 : 41件
 - ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付 : 1,361件
- 大学等の試験研究機関に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置
 - ・送付手数料・調査手数料の軽減 : 1,676件
 - ・予備審査手数料の軽減 : 47件
 - ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付 : 1,519件

1 2019年4月以降に特許の審査請求を行う場合が対象。

2 大企業の子会社は基本的に対象外。

3 法人税非課税中小企業、研究開発型中小企業を含む。

4 軽減措置は2019年4月以降にPCT国際出願を行う場合が対象。交付金交付措置は2019年4月以降に交付申請を行う場合が対象。

5 研究開発型中小企業を含む。

(3) 電子出願に関する相談支援

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト¹」において、申請書類の書き方ガイドやよくあるQ & A等、電子出願に役立つ情報を提供している。また、電子出願の具体的な操作

方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

◇2019年度実績

相談件数：9,968件



1 <http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>



(4) 相談業務による支援

① ワンストップによる解決支援 (INPIT知財総合支援窓口)

「知的財産は敷居が高く相談に行きにくい」、「どこへ相談に行けばいいかわからない」という中小企業の声を踏まえ、知的財産に関する悩みや相談に対し、その場で解決につなげていく「知財総合支援窓口」を47都道府県すべてに設置している。

知財総合支援窓口では、無料・秘密厳守で、知的財産に関するアイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な課題等に対し、知的財産に関係する様々な専門家のほか、自治体や商工会・商工会議所、よろず支援拠点をはじめとする地域の中小企業支援機関と協働・連携して、効率的な解決を図るワンストップサービスを提供している。

INPIT知財総合支援窓口では、例えば次のような支援を実施している。

a. 知財戦略に関する支援

技術動向や企業戦略・経営戦略の観点も踏まえた知的財産を保護するための手法(特許等としての権利化による保護、営業秘密としての秘匿化による保護)の説明、アドバイス。

b. 特許出願等の手続支援 (電子出願支援を含む)

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続等の手続方法の説明や電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法の説明等。

c. 先行技術文献等に関する調査支援

J-PlatPatを活用した、既に出願されている、又は権利化されている内容等の検索方法の説明。

d. ライセンス契約、技術移転に関する支援

企業等が保持する技術の活用に向けたライセンス契約に関する契約書のひな型の提供や注意事項等の説明。

e. 模倣品・侵害対応に関する支援

海外における中小企業等の模倣品、侵害訴訟に関する連携機関の支援紹介や専門家による侵害対応に関する助言等の支援。

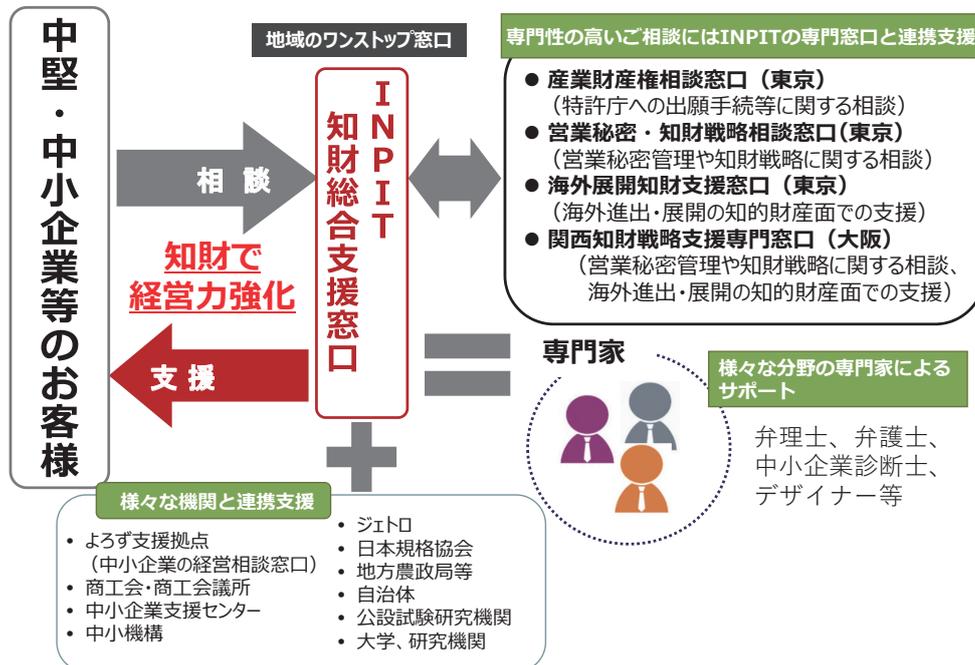
f. 海外展開に関する支援

海外で知的財産権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や、外国の企業との知的財産に関するライセンス契約に関する専門家による助言等の支援。

g. デザインやブランド戦略に関する支援

デザインやブランドコンサルタントや意匠活用ノウハウを有する弁理士等の専門家を活用した商品開発時からの知財活用マインドの導入や商品販売時の戦略的な意匠登録出願に関する支援。

2-7-20 図 INPIT 知財総合支援窓口における相談対応



h.職務発明規程の導入等に関する支援

2015年度法改正を受けた新たな職務発明制度等に関する説明や社内規程の導入等に関する弁理士・弁護士等の専門家の助言等の支援。

i.知的財産を活用していない中小企業等の発掘及び知的財産活動の啓発に関する支援

知的財産を有効に活用出来ていない、又はこれから活用しようとする中小企業に対して、知的財産を有効活用するためのアドバイスや社内啓発活動の支援。

j.知的財産に関する支援機関及び各種支援施策の紹介

中小企業が利用可能な知的財産関連の支援機関及び支援施策の紹介、支援内容、手続方法の説明。

k.他機関との連携

技術の標準化や農林水産業における地理的表示保護制度等の幅広い悩みや課題等についても他機関との連携により支援。

◇2019年度実績

相談件数：107,067件

②出願手続・産業財産権に関する相談

a.産業財産権相談窓口¹

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において無料で受け付けている。

相談については、窓口、電話、メール、文書(手紙、ファックス)にて行うことができる。

◇2019年度実績

相談件数：28,354件

窓口相談 平日9：00～17：45
(受付は17：30まで)

電話相談 TEL 03-3581-1101
(内線2121～2123)
(平日8：30～18:15)

b.知的財産相談・支援ポータルサイト²

知的財産相談・支援ポータルサイトでは、産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要な情報をFAQ形式で提供しており、これらの情報はキーワードによる検索も可能となっている。また、最も問合せが多

中小・中堅企業の皆さんへ

知財総合支援窓口

あなたの会社の知的財産です!

アイデア 商品ネーミング 商品デザイン 新しい技術 営業上の情報・ノウハウ ロゴマーク 屋号

事業のお悩み、知財を使って解決してみませんか!

相談無料 秘密厳守

全国共通 ナビダイヤル
0570-082100
までお気軽にお電話を!

窓口支援事例

全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします
「自動ガイダンス」が流れた後に、知財総合支援窓口につながります。ご案内時間帯：平日8：30～17：15（土日・祝祭日は除く）
※窓口によっては、営業時間がご案内時間と異なる場合がございます。各窓口の営業時間については、をご覧ください。

「知財ポータル」(<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>)：各都道府県の INPIT 知財総合支援窓口の設置場所や支援事例を掲載しています。

1 産業財産権相談窓口 https://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html
2 知的財産相談・支援ポータルサイト <https://faq.inpit.go.jp/>





知的財産相談・支援ポータルサイトトップページ

い商標については、「かんたん商標出願講座」として、動画で分かりやすく解説しているほか、各種申請様式(様式見本)や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能である。

なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上の入力フォーム等を通じて直接相談窓口に関先をすることもできる。

◇2019年度実績

FAQ閲覧利用件数(産業財産権)：442,021件

③営業秘密・知財戦略に関する相談

INPITの営業秘密・知財戦略相談窓口¹及び関西知財戦略支援専門窓口²においては、特許等への権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に関する相談に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密としての管理手法、営業秘密の漏えい・流出等に関する相談に対し、経験豊富な民間企業出身者や弁護士等の専門人材が対応している。また、全国にある知財総合支援窓口と連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門人材に相談することを可能にしている。さらに、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については

警察庁と、サイバー攻撃等の情報セキュリティに関する相談については独立行政法人情報処理推進機構(IPA)と連携する等、関係機関と協力して対応している。

2019年度は、825件の相談に対応した。

その他、営業秘密を含めた知財戦略の理解を深めるため、INPITで開催するセミナーにおける講演や、知的財産相談・支援ポータルサイト³におけるeラーニングコンテンツの提供等の活動を展開している。

また、企業等における戦略的な知財管理を支援するため、電子文書が存在したことを証明する「鍵」であるタイムスタンプトークンを預かる「タイムスタンプ保管サービス⁴」を提供している。民間事業者が提供するサービスによって発行されたタイムスタンプトークンをINPITに預けることで、電子文書に付されたタイムスタンプトークンの紛失や改ざんのリスクを低減し、長期間安定なバックアップが可能になるとともに、営業秘密や先使用権等に関する特定の資料が作成日とされる時点に存在していたかについて係争又は訴訟中に疑義が生じた際、作成日時立証負担を軽減する効果が期待できる。

1 主に「知的財産戦略アドバイザー」という専門人材が相談に対応している (<https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/service/>)

2 「知財戦略エキスパート」という専門人材が相談に対応している (https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon_madoguchi/index.html)

3 知的財産相談・支援ポータルサイト(営業秘密・知財戦略に関する情報) <https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/>

4 タイムスタンプ保管サービス <https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/ts/>

1



2



3



4



お問い合わせ先

(営業秘密・知財戦略相談窓口)

TEL 03-3581-1101(内線3844)

(関西知財戦略支援専門窓口)

TEL 06-6486-9122

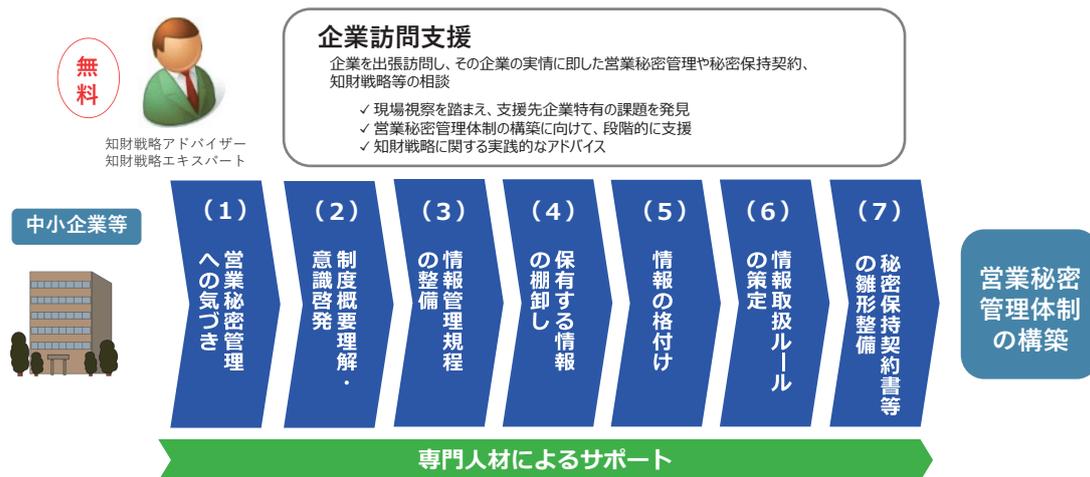
④海外展開に関する相談

企業等が海外で事業を展開する際には、刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応や知的財産の活用等、知的財産全般のマネジメントが必要になる。海外展開を考えている企業等の海外展開を知的財産面から支援するため、INPITでは、海外駐在や知的財産実務の経験が豊富な民間企業出身の専門人材が

企業等を訪問して面談で相談に対応する、無料のサービスを提供している。知的財産リスクへの対応、知的財産権の取得・管理・活用、海外企業への技術移転等、事業展開の各ステージに応じた知的財産全般の様々な事項に関して、上記専門人材の豊富な経験や知識に基づき、ビジネスの観点からアドバイスを行っている。INPITの海外展開知財支援窓口¹及び関西知財戦略支援専門窓口²という専門窓口において相談を受け付けており、2019年度は619件の相談に対応した。

支援内容をより充実したものとするため、INPITの上記専門窓口は、全国の都道府県に設置されている知財総合支援窓口(第2部第7章6.(4)①参照)等のINPITの他の窓口や他機関と

2-7-21 図【INPITの専門人材による営業秘密に関する企業訪問支援】



2-7-22 図【INPITの専門人材による海外展開に関する相談への対応】



1 「海外知的財産プロデューサー」という専門人材が相談に対応している (<https://faq.inpit.go.jp/gippd/service/>)。海外知的財産プロデューサーの具体的な支援事例については、第2部第7章6.Column 15を参照。

2 「知財戦略エキスパート」という専門人材が相談に対応している (https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon_madoguchi/index.html)



の連携を進めている。また、INPITは、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)を事務局とする新輸出大国コンソーシアムにも、支援機関として参画している。

さらに、海外ビジネスにおける知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係についての理解を深めるため、INPITで開催するセミナーや他機関・企業等のセミナー等において上記専門人材が講演活動を行っている。

お問い合わせ先

(海外展開知財支援窓口)

TEL 03-3581-1101(内線3823)

(関西知財戦略支援専門窓口)

TEL 06-6486-9122

⑤その他の相談

a. 農林水産業にかかる知的財産の相談体制の強化

農林水産物のブランド価値を高め、知的財産として保護していくためには、特許庁が担当する商標制度、意匠制度、特許制度と、農林水産省が担当する地理的表示(GI)保護制度や品種登録制

度など、様々な知的財産制度をうまく組み合わせることで活用することが重要である。

特許庁では、農林水産省との相互協力により、INPITが各都道府県に設置する知財総合支援窓口と農林水産省の相談窓口との連携強化を実施。

知財総合支援窓口における農林水産分野の知的財産に関する相談の受け付けや、農林水産省主催のGIと種苗登録制度にかかる研修に知財総合支援窓口の相談対応者が参加するなど、相談及び連携体制の強化を図っている。

なお、特許庁が出願人等ユーザーの利便性向上や知的財産を活用する企業のすそ野拡大を目的に全国各地で開催する「巡回特許庁」において、農林水産省と連携してGI保護制度について説明する等、地域の農林水産業やブランド関係者に対する制度の普及啓発に取り組んでいる。

b. 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に関する相談

J-PlatPat¹の各種検索サービスの操作・利用について、J-PlatPatヘルプデスクにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

The image shows a screenshot of the J-PlatPat website. At the top, there is a navigation bar with links for English, Site Map, and Help Page. Below this is a contact information box for the Help Desk, including the phone number 03-3588-2751 and the email helppdesk@j-platpat.inpit.go.jp. The main content area features a search bar with a 'Simple Search' option and a search button. Below the search bar, there are instructions on how to use the search function and a search input field with the example text '例1)人工知能 例2)2019-00012X'. At the bottom, there is a '目的別ナビ' (Navigation by Purpose) section with three cards: 'よくある質問を確認したい!' (I want to check frequently asked questions!), '画像デザインを簡単に検索したい!' (I want to search for image designs easily!), and '開放特許を活用したい!' (I want to use open patents!). Each card contains a brief description of the service and a link to the relevant page.

J-PlatPat ヘルプデスク
TEL 03-3588-2751 (平日 9:00 ~ 21:00)

1 <https://www.j-platpat.inpit.go.jp>

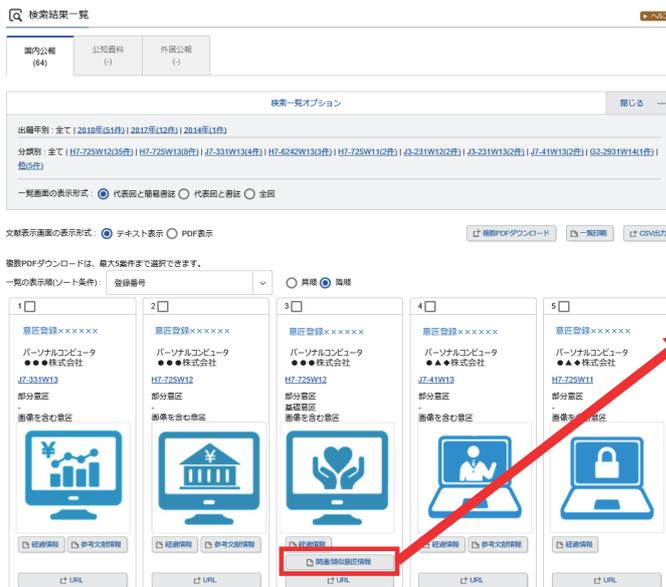


特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の機能改善

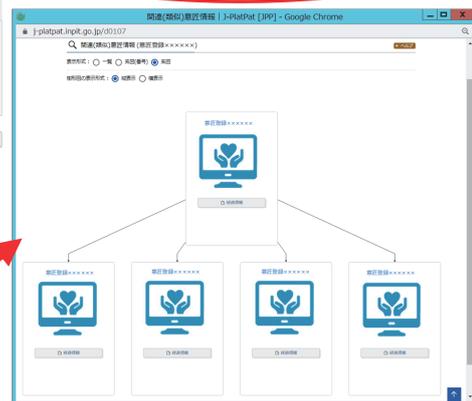
2020年3月及び5月に、さらなる利便性向上のため、J-PlatPatの機能改善・情報更新を行った。主な改善点を以下に紹介する。

- 関連意匠群を系図形式で表示する機能を実装
- 検索結果一覧に表示される公報の複数件数選択ダウンロード機能を追加
- 画像・建築物・内装の意匠に付与される新規分類等による検索が可能に
- 審査検索において審査日による絞り込み検索が可能に
- 店舗等の外観・内装の立体的形状からなる商標に付与される新規図形分類による検索が可能に
- AIを用いた機械翻訳等により、中韓文献の機械翻訳文の訳質を一層向上
- 特許権の存続期間の延長登録出願における「出願人」、「特許権者」及び「政令で定める処分内容」(医薬品名、承認番号等)のテキスト検索機能を追加

画像意匠の検索



関連意匠群の系図表示



海外知的財産プロデューサーの支援事例

海外知的財産プロデューサー¹は、日本企業の海外進出、海外事業展開を、知的財産の視点から、無料出張相談等により支援している。海外知的財産プロデューサーが支援した企業の声を事例として紹介する。



～株式会社リョーフ（福岡県北九州市）～
代表取締役社長 田中裕弓 氏

「海外人材の活用を契機として、 職務発明規程や秘密情報管理規定を制定」

同社は、油圧装置の修理やメンテナンスを主な事業として、1968年の創業以来発展してきた。さらなる事業拡大のため、2010年頃からは、油圧装置のメンテナンス業から大きく方針転換し、新規事業として人工知能(AI)を用いた外観検査システムに関する研究開発を行っており、ものづくり企業へと変革を果たした。

AIを用いた外観検査システムの研究開発を行うにあたり、同社では海外からインターンシップ生の受入れをしたが、インターンシップ生が関与した発明を特許出願する際に、受入れ元の大学側との間で問題が生じていた。

そんな折、同社は、九州経済産業局の紹介により海外知的財産プロデューサーの存在を知り、相談の機会を得た。同プロデューサーによる継続

的な支援を通じて、大学との交渉における問題点が整理され、職務発明規程や秘密情報管理規定を制定・運用するに至った。発明の帰属が明確になったことにより新規事業を支える特許権や商標権の取得の検討も前進した。

「外観検査システムの社会実装」

現在、同社は、外観検査システムの社会実装に取り組んでおり、担当プロデューサーから同社技術の強みを生かす知的財産戦略についての解説を受け、技術力を裏付ける特許出願を検討している。

今後は、外観検査システムについて、国内外での実証実験や他社との協業にも積極的に取り組んでいく予定であり、それらを見据えた特許出願について、担当プロデューサーから助言を受けているところである。

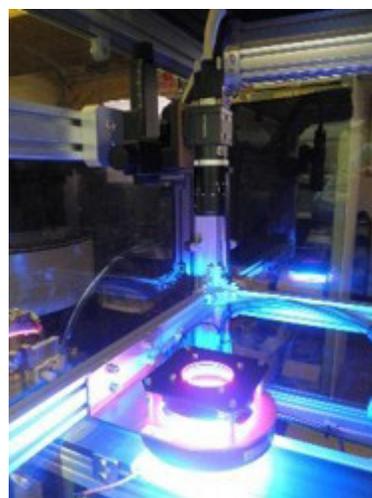
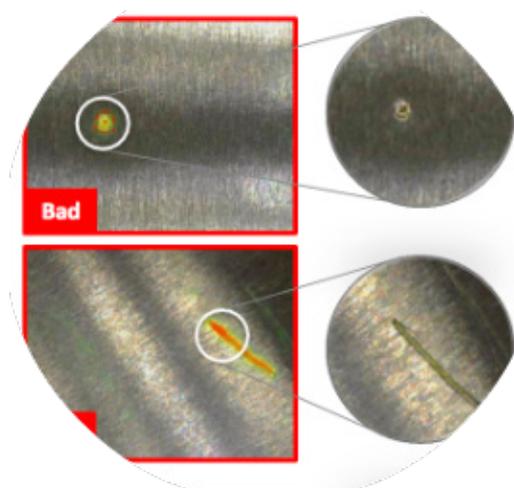
1 海外知的財産プロデューサーによる海外展開に関する相談については、第2部第7章6. (4) ④を参照

<取材企業の声>

支援の前後で一番変化したことは、知的財産に対する意識であり、担当プロデューサーの知的財産の知識の広さにより、横串的な気づきを得ることができた。今回の支援を通して、企業の規模に関係なく知的財産保護が如何に大切かということを確認できた。今後は知的財産戦略を会社の強みのひとつに育てていきたい。(株式会社リョーフ代表取締役 田中 裕弓氏)

<海外知的財産プロデューサーのコメント>

本件は新規事業の国内外のスムーズな事業展開を支える知的財産戦略の立案と実行等を支援した事例である。今後は、事業化に際しての知的財産リスクマネジメントにもフォーカスして支援を継続する所存である。(海外知的財産プロデューサー 松島 重夫氏)



同社製品の AI 外観検査システムによる検出結果 (左) 及び外観検査システム (右) の例

7. 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

特許庁では、今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーの戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催している。意見交換会は、国内外の大企業から中小企業まで、企業の経営者層から知的財産担当者層までと多岐にわたるユーザーと実施している。

(1) 2019年度の意見交換会の実績

2019年度は、特許庁の施策及び取組についてユーザーから理解を得るとともに、今後の施策検討に向けて企業の現状や課題を直接伺うため、企業の経営者層や知的財産担当者との意見交換会を延べ300件程度実施した。また、2019年度の意見交換の中では、海外企業に我が国の産業財産権制度や審査実務への理解を深めてもらうと

ともに、これらの課題を把握するため、審査官が海外企業等を訪問し実務者レベルと技術的な内容に踏み込んだ意見交換を18件実施した。

(2) 2019年度の意見交換会の内容

意見交換では、知的財産政策に関する各種取組を説明するとともに、特に企業の経営者層からは、経営戦略と知財戦略の連携、グローバル化に伴う知財マネジメントの課題、AI・IoT技術の進化による環境変化下における現在の産業財産権制度の課題等、多岐にわたる意見・ニーズを伺った。

また、企業の戦略的な知的財産活動に資するべく、知的財産活動分析の参考となる、企業の出願状況や特許取得状況等の統計データを提供するとともに、様々な支援策等の紹介を行った。

2-7-23 図 【紹介した主な支援策】

戦略的な知的財産活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面接審査、出張面接審査、テレビ面接審査 ・ 事業戦略対応まとめ審査
企業のグローバル活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許審査ハイウェイ (PPH) ・ PCT 協働調査試行プログラム ・ 日本国特許庁の審査官による海外特許庁との審査実務調和の推進及び研修の実施
第四次産業革命への対応支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI 審査事例の公表 ・ AI 関連発明の国際シンポジウム開催 ・ IoT 関連技術の特許分類 (G16Y) の新設
その他の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許情報提供ツール J-PlatPat の刷新 ・ スタートアップ支援プログラム

グローバル知財戦略フォーラム2020

2020年1月28日、特許庁は独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）と共催で「グローバル知財戦略フォーラム2020¹」を開催した。本フォーラムは、国内外における知財関連の情報共有、知財活用に関する取組の情報交換、知財活用に関わる方々のネットワーク形成等の機会を提供するものである。

2020年は「世界で戦うためのビジネス戦略」をテーマに講演・パネルディスカッションが行われた。企業の知財部門や企業経営者・管理職の方々を中心に、1,000名を超える参加者で賑わった。

講演プログラム

●特別講演

- ・変革の時代に向き合う知財戦略とは？
- ・ESG経営²を加速する共創イノベーションと知財戦略

●パネルディスカッション

- ・IPランドスケープ³を活用して成功させるグローバル展開
- ・知的財産を活用したグローバルブランディング戦略

- ・経営に貢献するオープンイノベーションとそのマネジメント
- ・2020年のサブスクリプションビジネス⁴と知財各社の動向
- ・地域中小企業の知的財産を活用した海外戦略～地域発の技術を世界に届ける！～
- ・グローバルな中小企業が牽引する地域イノベーション



三菱電機株式会社 専務執行役
加藤 恒氏



花王株式会社 代表取締役専務執行役員
長谷部 佳宏氏

【特別講演1】

変革の時代におけるグローバルレベルの広範な知財課題の提示とそれを解決するための取組や提案について紹介

【特別講演2】

オープンイノベーションをESG経営の加速につなげる花王株式会社の活動・事例、特許活用について紹介

1 講演資料及び開催報告書（講演要旨等） <https://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/forumkokunai/index.html>

2 ESG経営とは、環境（Environment）、社会（Social）、統治（Governance）を重視した経営のこと。

3 IPランドスケープ³とは、知財情報やビジネス情報等を分析して、事業や経営に活用すること。

4 サブスクリプションビジネスとは、利用者に定額料金を課金して、サービス利用権を提供するビジネスモデルのこと。



「経営における知的財産戦略事例集」

2019年6月、経営層や知財担当者向けの「経営における知的財産戦略事例集¹」（以下「事例集」という。）を刊行した。知財を経営課題の解決に役立てるための先進的な取組を実施する多数の企業の事例を取りまとめた、今までにない事例集である。

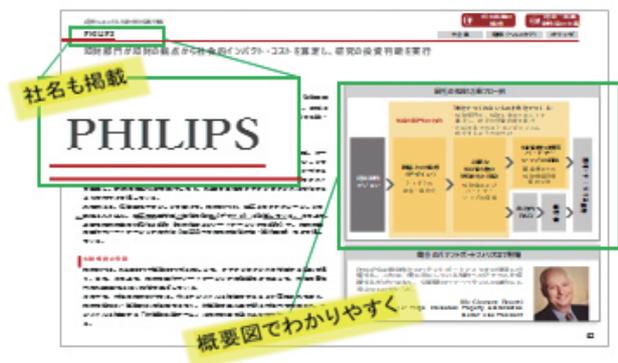
掲載内容

○経営層からのメッセージ

7名の経営層からの経営と知財についてのメッセージを实名入りで掲載。

○28の海外企業を含む合計56の事例

事例のほとんどを社名入りで掲載。1事例1ページ、概要図入りでまとめており、短時間で読むことが可能。



「経営・知的財産戦略フォーラム」

2019年8～9月に、「経営・知的財産戦略フォーラム」を開催。知財を各社の経営課題の解決に役立てるための先進的な取組を主導してきた知財

部門トップ等が登壇したパネルディスカッション等を行い、事例集の周知を図った。東京・名古屋・大阪の3会場で開催し、いずれの会場も満員となった。



¹ 「経営における知的財産戦略事例集」について https://www.jpo.go.jp/support/example/keiei_senryaku_2019.html



AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の検討に向けて

近年、AI・IoT技術の進展により、ビジネス環境は大きく変化している。

AI技術は、アルゴリズムの発達とオープンソースソフトウェア(OSS)を通じた急速な普及拡大等により、我々のビジネスや日常生活にとって、より一層身近なものとなっている。多様なデータによって学習された学習済みAIは、様々なビジネスにおいて活用が進み、AIによって処理を施したデータをユーザーに提供するようなビジネス形態も広がっている。AIに学習させるためのデータの価値を高めるとともに、AIによって処理されたデータを活用したサービスの提供がビジネスの中心になってきている。データを活用したサービスは、複雑なネットワークを介してユーザーに提供されることも多く、ビジネスの主体が複雑になっている面もある。場合によっては、国境を跨ぐネットワークを介してサービスの提供が行われることもある。

また、IoT技術の浸透が進み、様々な製品・サービスが通信技術によって連結されるようになってきている。これに伴い、オープンイノベーションによる外部資源の調達が進むとともに、オープンソースを活用した連携が進むなど、企業や業種の垣根を越えて、技術の融合や連携が進んでいる。このことが、イノベーションの促進にとって大きな原動力となり得る一方で、これまで接点が少なかった異業種の企業が融合・連携することなどに伴い、紛争形態が複雑化するなどの新たな課題も浮き彫りにさせている。

このように、AI・IoT技術の進展は、これまでのビジネスの在り方を大きく変容させている。こうした変容に伴い、特許制度も、制度を取り巻くビジネス環境の変化に対応すべく、様々な課題に直面している。

例えば、AI・IoT技術は、これまでの「モノ」の生産や販売を中心としたビジネスモデルを大きく変容させており、多くのビジネスの中心が、「モノ」からデータを活用したサービスの提供といった「コト」にシフトしている。また、ビジネスの収益源も、「モノ」の生産や販売によるものだけでなく、サブスクリプションと呼ばれるサービスに対する課金や、ユーザーのデータを活用した広告収入など、多様化が進んでいる。こうしたビジネス環境の変化は、「モノ」の生産や販売を通じて収益を上げることが前提とした特許制度に変容を迫っていると捉えることができるだろう。

また、AI・IoT技術は、一つのビジネスに様々な主体が絡むなど、ビジネスモデルの複雑化をもたらしている。複雑なネットワークを介したビジネスにおいては、特許権の侵害主体や侵害行為地の特定が困難なケースも見られるようになっており、せっかく取得した特許権が適切に行使できないような事態も懸念される。特許制度は、こうしたビジネスモデルの多様化に対応し、適切な保護を図れるようにする必要があるだろう。

さらに、オープンイノベーションやオープンソースの活用の進展により、イノベーションの主体にも変化が生じている。従来は大企業がイノベーションの中心であったが、近年、大企業が積極的にオープンイノベーションの活用を図る中、中小企業やスタートアップとパートナーシップを構築するケースが増え、さらに、OSSコミュニティに参画するプログラマー等の個人の影響力も拡大している。また、マサチューセッツ工科大学の教授で『民主化するイノベーション』で有名な研究者エリック・フォン・ヒッペル氏は著書¹の中で、「消費者が自費で無給の自由時間に生産し、斬新な製品やサービスを生み出しはじめています」とするフリーイノベーションという考え方を提唱しており、イノベーションは従来の企業のような生産者だけが担うのではなく、個人たる消費者までもが担い始めている。そうしたイノベーションの主体の多様化に対応し、知的財産を媒介にイノベーションの創造と普及を育むエコロジーを生み出せるよう、特許制度も機動的に対応していく必要があるだろう。

加えて、AI・IoT技術の進展により、異業種間の紛争の深刻化という事態が生じている。従来、特許に係る紛争は、同業種の企業間における紛争が中心であったため、交渉による紛争の解決が容易な場合も多かった。しかしながら、近年、IoTの普及により、様々なインフラや機器がインターネットを通じてつながり、幅広い業種が無線通信に係る標準規格を実施するようになった結果、異業種間における紛争が顕在化している。こうした中、特許制度においても、このような紛争解決の変化に対応したルールの整備が求められている。

以上のような問題意識に基づき、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では、現行の特許制度がAI・IoT技術の時代に対応できているかどうかという観点から、一般からの提案募集を通じて幅広い提案や意見を収集しつつ、2019年9月から幅広く審議を行ってきている²。引き続き、急激に発展するAI・IoT技術と社会の変化を洞察しながら、特許制度の見直しの提言を行っていきたい。

1 エリック・フォンヒッペル (2019)『フリーイノベーション』 白桃書房。

2 2019年11月15日から同年12月20日まで、「AI・IoT技術の時代にあふましい特許制度の検討に向けて」と題し、広く一般から提案募集を行い、提出された意見を踏まえた議論が、2020年1月24日に産業構造審議会知的財産分科会第36回特許制度小委員会で行われた。
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/36-shiryu/03.pdf

